

第2次伊那市行政改革大綱

平成23年3月

伊 那 市

伊那市行政改革大綱目次

ページ

第1章 第2次伊那市行政改革大綱の策定の視点

1	第2次伊那市行政改革大綱の策定にあたって	1
2	第1次伊那市行政改革大綱の検証	1
3	第2次伊那市行政改革大綱策定の位置づけ	3
4	基本方針	4
5	基本方針実現のための目標	4
6	第2次伊那市行政改革大綱の期間	5

第2章 第2次伊那市行政改革大綱の体系と推進項目

1	第2次伊那市行政改革大綱の体系	6
2	第2次伊那市行政改革大綱の推進項目	7
I	質の高いサービス実現のための行政システムの確立	7
II	安定した財政基盤の確立	8
III	市民の力を活かしたまちづくりの推進	9

第3章 実施計画

1	各取組事項の具体的内容	10
---	-------------	----

第4章 大綱推進のための手法

1	推進のための体制	30
2	推進のための取り組み	31

附属資料

1	関係資料	33
2	用語解説	41

第1章 第2次伊那市行政改革大綱の策定の視点

1 第2次伊那市行政改革大綱の策定にあたって

少子高齢化の急速な進展に伴う人口減少や超高齢化の時代の到来、100年に一度と言われる不況とそれに伴う雇用情勢の悪化などから、社会経済情勢は、不安定な状況が続き、国、地方自治体ともに、財政状況は大変厳しいものとなっています。

本市においても同様の状況がみられ、市税収入の減少などから財源不足が懸念され、国や県の動向が不透明な中、今後の財政運営は、予断を許さない状況となっています。

また、社会における市民ニーズの多様化や環境の変化などから、教育や福祉をはじめ観光や農業、商工業などさまざまな領域において、きめ細かな行政サービスが求められてきており、これまで以上に取り組まなければならない課題は山積しています。

こうした厳しい状況にあつては、行政のあり方を徹底的に見直し、無駄を省き、真に必要なサービスを見極め、市民に提供していくことが求められています。

本市では、平成18年に第1次伊那市行政改革大綱（以下「第1次行革大綱」という。）を策定し、市民サービスの向上と行財政の効率化を目指した行政運営に努めてきました。その結果、職員数の削減や未収金の縮減など多くの取り組みにおいて、目標とする成果を達成することができました。しかし、一部において十分な成果を上げるまでには至っていない取り組みもあります。

そのため、これまでの行政改革の取り組みを検証し、今後の行政改革の方針を新たに定める必要があります。

そこで、伊那市の将来像である「二つのアルプスに抱かれた自然共生都市一人と歴史と文化を育む 活力と交流の美しいまち」を実現するため、伊那市の行政改革の指針である「第2次伊那市行政改革大綱」（以下「第2次行革大綱」という。）を策定し、市民サービスの向上と財政の健全化を目指します。

2 第1次伊那市行政改革大綱の検証

（1）取り組み状況

平成18年度から平成22年度までの5年間を期間として、第1次行革大綱を平成18年12月に策定しました。

第1次行革大綱では、「市民サービスの向上を目指した行政システムの構築」を基本方針に置き、

- I 市民の視点に立った行政システムの確立
- II 効率的な行政経営の実現
- III 市民との協働によるまちづくりの推進

を3つの基本目標とし、各基本目標の下に、全90項目の具体的取組事項を定め、それぞれに目標値を設定し、改善・改革を目指してきました。

その結果、平成21年度までの4年間を終えて、第1次行革大綱は、検討・準備段階にあった事項、あるいは一部実施であった取組事項の多くが実施段階、あるいは実施に近い一部実施段階へと進んできています。しかし、その一方で、計画に比べ遅れている取組事項もあり、こうした事項について、その原因を個々に分析する必要があります。

第1次行革大綱に掲げた具体的取組事項のうち、実施段階が59項目(65.6%)、一部実施段階が27項目(30.0%)、準備検討段階が4項目(4.4%)という状況です。

特に、計画より遅れている事項は、以下の6項目です。

- ・ 災害時の公共施設における給食室・調理室の活用
- ・ 保育園と小学校の連携（相談体制のネットワーク化、保・小連携研究会）
- ・ 予算の有効活用システムの導入
- ・ 市民がメリットを感じる（協働の）システム作り（人材育成）
- ・ 保育園と地域との協働（ボランティア）
- ・ （協働推進のための）市民意識の啓発（研修）

（2）第1次行革大綱の検証

第1次行革大綱の基本方針である「市民サービスの向上を目指した行政システムの構築」は、伊那市、高遠町、長谷村が合併し、誕生した伊那市の新たな行政システムを構築するという意味で掲げたものであります。この基本方針実現のための具体的取組事項において、目標値に対する実施状況は、3分の2が実施され、一部実施も含めると95%以上が実施されているという状況になっています。そのため、合併後の新市における新たな行政システムの構築という当初の基本方針は、ある程度達成できたとみなすことができます。

しかし、その中で、基本目標「Ⅲ市民との協働によるまちづくりの推進」において、計画より遅れている具体的取組事項がもっとも多く、課題が残された分野となっています。

また、目標値の設定には、具体的な数値目標を設定することができないものもあり、そうした取組事項に対して客観的にどう評価していくかといった課題もあり、改善に向けた検討も必要となります。

行財政の効率的運営を進めた結果、35億円を超える効果が出ているものの、その成果が、財政運営の健全化や市民サービスへの向上にどう反映されたかという点が不明確であったため、伊那市の取り組みが十分理解されておらず、伊那市の取り組みが評価されてきていませんでした。

この原因は、伊那市の取り組みを市民に十分説明できなかったことにあるとともに、職員の意識改革を第一に掲げながらも、その意識改革の推進が十分に行なわれなかったことによるものと考えられます。また、市民ニーズの的確な把握ができず、市民と行政

との意識のずれから生じたものもありました。

(3) 行政改革の効果

伊那市が第1次行革大綱の具体的取組事項の中で掲げた財政の効果額は、経費の削減額として23億9,100万円、収入の増加額として11億5,400万円、効果額総額35億4,500万円を見込んでいました。これに対し、平成21年度末までの4年間ににおける効果額は、経費削減額が22億円、収入増加額が13億3,200万円、効果額総額35億3,200万円でありました。

この効果額は、それぞれの取組事項における金額を積み上げたものですが、新たな行政需要への対応や、取組事項にない事項での経費の増などもあり、効果額が目に見えた形となっていない状況にあるともいえます。

3 第2次伊那市行政改革大綱策定の位置づけ

(1) 伊那市における第2次行革大綱の位置づけ

平成21年2月に策定された第1次伊那市総合計画に定められたそれぞれの施策について、最少の経費で最大の効果を上げるよう取り組まなければなりません。

このため、第1次伊那市総合計画の将来像を実現するための基本目標の一つである『「市民が主役」のまちづくり』を行うための主要施策として位置づけられた「行財政改革の推進」に基づき、第2次行革大綱を策定します。

(2) 基本方針と基本目標の位置づけ

第1次行革大綱の検証に基づき、第2次行革大綱においては、より効率的な行政運営を進めていくことが求められます。そのため、基本方針を新たに定め、それに沿った取り組みを行っていくこととします。

また、基本目標のうち、「Ⅰ 市民の視点に立った行政システムの確立」については、具体的取組事項の達成率も高いことから、市民の視点を意識しつつも、より高度なサービスの向上に取り組んでいくこととします。

「Ⅱ 効率的な行政経営の実現」も、「Ⅰ 市民の視点に立った行政システムの確立」と同様、達成率が高いものの、伊那市の財政状況は、必ずしも安定した健全財政にあるとは言えないため、真に市民に必要な事業を行えるような財政基盤の強化を図るよう取り組んでいくこととします。

「Ⅲ 市民との協働によるまちづくりの推進」については、前項の検証の中で示したように、第1次行革大綱の中でも、達成率が低かったことから、協働推進のためのシステムを見直す中で、引き続き取り組んでいくこととします。

さらに、第1次行革大綱の中で課題となった行政改革の取り組みについて、市民ニー

ズの把握といった新たな取り組みを含めた推進体制の整備に取り組みながら、市民への情報公開と説明責任の徹底を図っていくこととします。

4 基本方針

「市民の視点に立った効率的な行政運営の推進」と定めます。

5 基本方針実現のための目標

基本方針を実現するため、次の3つの基本目標を定めます。

- I 質の高いサービス実現のための行政システムの確立
- II 安定した財政基盤の確立
- III 市民の力を活かしたまちづくりの推進

(1) 質の高いサービス実現のための行政システムの確立

行政は最大のサービス業であり、市民は大切な顧客であるという意識を持って、多様化する市民ニーズに的確に対応していく必要があります。しかし、現在の行政では、すべての要望に応えていくことは不可能であります。そのため、市民の視点に立って、市民が求めるサービスは何かを的確に把握し、従来の方法や形式にとらわれることなく、真に必要な行政サービスは何かを見極め、経営資源（人材、財源、施設、時間）の選択と集中による質の高い行政サービスの提供を目指します。

また、効率的で質の高いサービスを提供するための組織体制の整備や職員の意識改革の推進、さらには、サービスを提供する場としての公共施設の有効活用が求められています。

そのため、これまでの市民サービスで終始することなく、よりよいサービスが提供されるよう常に内容の見直しを行い、よりよいものとなるよう積極的に改善に取り組んでいきます。

(2) 安定した財政基盤の確立

リーマンショック以降の経済状況の悪化から、一部に回復の兆しはあるものの、依然として雇用情勢などは厳しい状況にあります。さらに最近の円高傾向は、輸出に多くを依存している伊那市の製造業などの主力産業にとっては大きなダメージとなることが予想されることから、不透明な経済状況にあると言えます。さらに、少子高齢化に伴う人口減少時代に入り、伊那市の税収入は、非常に厳しいものとなることが予想されます。

また、国と地方を合わせた借金は、800兆円を超え、国家財政は破綻していると言っても過言ではありません。このため、今後、国の財政に頼る財政運営は期待できず、財

政事情は、ますます厳しくなることが見込まれます。

一方、市域が 668 km²と県内 3 番目の広さがあり、上伊那の中心都市として、子育てや高齢者福祉の充実、環境問題、各産業への支援、過疎地域への対策などさまざまな行政課題を抱え、市民ニーズは多様化・複雑化しています。

このような状況にあって、安定した財政基盤を確保するため、限られた財源や人材などの経営資源を最大限に活用しながら、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう、常にコスト意識を持った効率的な行財政システムの確立を目指します。

また、税収の伸びが見込めない中、収入の増加を図るための積極的な取り組みを行い、財源の確保に努めるとともに、資産の有効活用を図ることで、財政の健全化に向けた取り組みを進めます。

(3) 市民の力を活かしたまちづくりの推進

地方分権が進展する中で、地方自治体独自の取り組みも増えてきています。そこには、従来のように行政だけですべてを行うのではなく、市民や地域団体、ボランティア団体などと一緒に取り組むことが増えてきています。そのため、これまで以上に、区などの地域団体、ボランティア団体、NPO法人などとの連携を強化していく必要があります。

こうした市民や各種団体との連携を強くするためには、市民と行政の役割を認識し、相互の理解と信頼を深め、その関係を強固にしていく必要があります。また、自らまちづくりに参画するという住民自治に対する市民意識の高揚を図るとともに、行政情報の共有、活動支援の環境づくりを進め、市民の力をまちづくりに活かせるシステムを確立するよう取り組んでいきます。

また、具体的な事例に取り組むことで、これまで以上に積極的な市民参画を促すきっかけづくりを進めます。

さらに、市民の参画は、住民や地域などの団体に加え、民間企業等の団体にも及び、こうした力を活用していく取り組みも進めます。

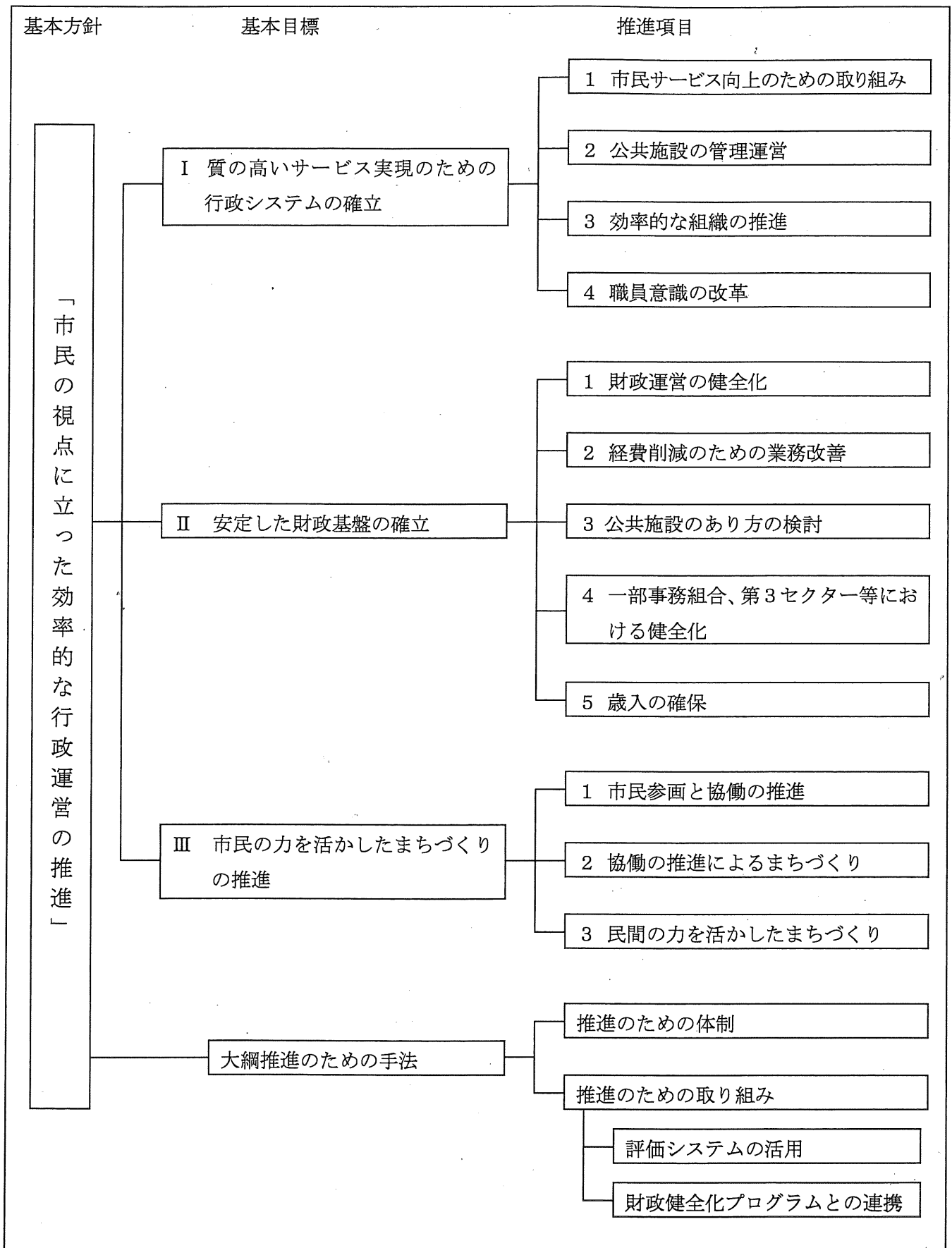
6 第2次伊那市行政改革大綱の期間

第2次行革大綱の推進期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とします。

なお、具体的取組事項を掲げて効率的に推進していきますが、社会情勢の変化等に伴う計画変更については、伊那市行政改革審議会に諮りながら、必要に応じて随時行っていくものとします。

第2章 第2次伊那市行政改革大綱の体系と推進項目

1 第2次伊那市行政改革大綱の体系



2 第2次伊那市行政改革大綱の推進項目

I 質の高いサービス実現のための行政システムの確立

(1) 市民サービス向上のための取り組み

これまで伊那市が取り組んできた市民の視点に立った行政サービスの推進は、ある程度の成果を上げることができました。しかし、市民の満足度を満たすまでには至っていない状況にあることから、今後も市民の満足度を高めるための取り組みを続けなければなりません。そのためには、真に必要な市民サービスを的確、迅速に提供できるよう取り組んでいきます。

(2) 公共施設の管理運営

市民の満足度を高める公共施設は、使い勝手がよいことが条件となります。これまでの施設の実態を把握し、市民のニーズにあった施設となるように見直しを行っていきます。また、利用する市民が公平に利用できるよう施設の運営方法についても見直しを行っていきます。

(3) 効率的な組織の推進

平成18年に策定された定員適正化計画に基づき取り組んできた職員数の削減は、予定を上回る速度で進んでいます。それに合わせ、簡素で効率的な組織となるよう、必要に応じて随時、組織・人員配置の見直しを行なってきました。引き続き組織の見直しを行う中では、職員に都合のよい組織ではなく、市民にとってわかりやすく、市民が使いやすさを実感できる組織であることを念頭に取り組んでいきます。

今後、より一層の職員削減が進む中で、より効果的な組織とするためには、既定の職員配置に拘泥することなく、柔軟に対応できる体制を目指し、市民サービスの向上を図ります。

(4) 職員意識の改革

常に市民の視点に立って、的確に市民ニーズを把握し、慣習や前例にとらわれない柔軟な発想と創意工夫により市民サービスを提供していくことが、職員には求められています。そのため、できない理由を考えるのではなく、できることを前提に、意欲を持って実行できる職員であることが必要です。

こうした職員を育成するため職員一人ひとりの資質を向上させるための人材育成システムの確立と育成環境の整備を図ります。さらに、市民のためにサービスを行うという意識をより一層高めるための職員の意識改革にも取り組んでいきます。

Ⅱ 安定した財政基盤の確立

(1) 財政運営の健全化

長引く不況の影響による市税の減収や少子高齢化による扶助費等の社会保障関係経費や公共施設の維持経費の増加などにより、財政状況の急速な改善は期待できない中であって、平成 22 年度に策定した財政健全化プログラムを確実に実行し、安定した財政基盤の確立を目指します。

(2) 経費削減のための業務改善

多様化する市民ニーズの中から、真に必要なサービスを見極め、事務事業の見直しを徹底して行い、行政運営の効率化を図ります。さらに、限られた経営資源の中で、市民を巻き込んだ行政評価等の手法を有効に活用し、事務事業の整理合理化を図ります。

業務を徹底的に検証し、事務を行う中で生じる無駄を省き、経費の節減を図ることで、事務の効率化と有効財源の確保を図ります。

(3) 公共施設のあり方の検討

伊那市も他の自治体同様、施設建設に積極的に取り組む段階から、現有施設の維持管理に重点を置くようになってきているものの、現有施設が数百にも及び、施設の安全性に配慮した管理を進める中で、維持管理経費も膨大な額になっています。その中であって、施設の設置目的に沿っていないものや利用状況が著しく低いもの、所期の目的を達成し、設置の必要がなくなったものなどについては、基準を設けて見直しを行い、地域における施設の役割も考慮する中で、施設の統廃合や他用途への転用について検討し、施設の適正配置を図ります。

また、中長期的な視点での施設の保全計画に基づき、適切な維持改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

さらに、施設の建設にあたって、これまでの整備基準を見直し、真に必要な施設の選択と建設基準を設定し、経費の削減が図られる建設を目指します。

(4) 一部事務組合、第 3 セクター等における健全化

伊那市の一般会計に占める一部事務組合等への負担金は、大きな額になっています。そのため、伊那市が構成団体となっている一部事務組合等においても、行財政改革の推進を図ることが求められており、そうした行政改革への取り組みを積極的に支援していきます。

また、一部事務組合等のあり方を検証し、整理、統廃合についても検討していきます。

さらに、第 3 セクターや市が出資している法人などの経営状況についても把握し、自主性・自立性の高い健全経営を進めます。

(5) 歳入の確保

国や県に依存した財源は、今後の見通しが不透明な状況にあることから、新たな自主財源の創出や使用料・手数料等の見直し、有効な補助金の獲得等により、安定的な財源確保に努めます。また、市民一人ひとりの負担の公平性を保つため、未収金等の債権徴収を徹底し、徴収率の向上に努めるとともに、公平な負担が図られるよう取り組みます。

Ⅲ 市民の力を活かしたまちづくりの推進

(1) 市民参画と協働の推進

行政改革を進める中で、総合計画の中で掲げられた市民サービスを実現するには、行政だけでは困難なため、市民の参画による市民の力の活用が求められます。そのため、市民が参画しやすい体制の整備を図るとともに、市民と行政の役割分担を明確にする中で、市民と行政それぞれの意識改革を進めるための取り組みが必要となります。また、地域協議会といった既存の協働推進のための組織が、より一層機能するものとなるための取り組みを進めます。

さらに、市民と行政が一体となったまちづくり推進に向けて、市民の意識を把握する方法についても検討していきます。

(2) 協働の推進によるまちづくり

地域の実情に即した施策やまちづくりを進めるためには、市民と行政が一体となった取り組みが必要となります。また、地域の抱える課題の解決には、市民や地域の理解と協力が不可欠となっています。これまでも地区役員をはじめ自治会等の地域団体には多大な協力をいただき、事業の取り組みや課題の解決をスムーズに行うことができました。

今後も、こうした市民の持つ能力や機動力をまちづくりに生かしていけるよう、市民や地域、さらにはNPOなど多様な団体との協働関係を築き、連携しつつ、協働して具体的な事業を実践していくこととします。

(3) 民間の力を活かしたまちづくり

市民サービスの向上と行政の効率的運営を図るため、民間の役割分担と行政の責任領域を見極める中で、これまでも積極的に民間委託を実施し、成果を上げてきました。今後も、すべての業務・市民サービス事業を対象に、行政が行う必要を検討し、民間の能力や専門知識、ノウハウを活用することでまちづくりや市民サービスにおいて効果的に成果が上げられるものについては、行政としての責任を確実に果たせることを確認する中で、積極的に民間委託を推進します。

第3章 実施計画

1 各取組事項の具体的内容

No.	取組事項名	現状と課題	取り組み内容
I 質の高いサービス実現のための行政システムの確立			
(1) 市民サービス向上のための取り組み			
1	総合窓口案内のしくみ (総務課、行政改革推進室、市民課、関係各課)	市民の視点に立って親切で丁寧な対応に心がけていますが、市民が住所異動など諸手続きを行うにあたり複数の窓口を利用する場合、広い市役所の中を移動しなければならず、来庁者に不便を強いている状況にあります。	市役所での手続きが簡便になるよう総合窓口のしくみとあり方、手続きの際の移動の負担軽減が図られるよう総合窓口の設置について検討し、実施していきます。
2	地図システムの有効活用 (情報統計課)	情報システムの最適化に伴い、地図情報と各種の行政情報の統合による整備がされたものの、職員が十分に活用できておらず、行政サービスの迅速化や効率化に結びついていない状況があります。	これまでの文字による情報だけでなく、地図を活用した情報提供を行いながら、市民サービスの向上につながる活用方法を検討し、取り組んでいきます。
3	地域公共交通対策の見直し (政策推進課)	地域の公共交通機関は、利用者の大幅な減少から、路線や運行便数を維持することが困難な状況の中で、これまで検討を重ね、いくつかの実証実験を実施してきましたが、持続可能な地域公共交通が構築ができない状況です。	実証実験の結果を検証し、移送サービス等の他の移動手段も含め、地域や企業等にも主体的に参画いただき、市民の足の確保対策として、地域の交通のあり方の検討をします。
(2) 公共施設の管理運営			
1	施設の老朽化対策 (関係各課)	市は289ある公の施設を所管していますが、建設から年数が経ち、老朽化が目立ってきている施設が多くあります。今後は、こうした施設の改築、補修や施設のあり方をどうしていくかが課題となっています。	各施設の改築、修繕等について、計画的に進められるよう施設整備台帳に基づき、整備計画を策定します。また、不要な施設については、廃止を含めて検討します。
2	庁舎敷地内の有効活用 (総務課)	本庁の敷地面積は、約25,000㎡ありますが、芝生地や植木の占める面積が広く、空きスペースも多い中で、植栽の維持管理を抑えながら敷地の有効活用を図る必要であります。	敷地の有効活用を図り、市民の利便性の向上につながるよう新たな庁舎敷地内の活用について検討します。
3	農業公園のあり方検討 (農政課)	みはらしファームは、オープンして10年が経ち、観光産業や地域農業の振興に大いに寄与してきたところですが、今後、事業者が自立していくか、引き続き行政が関わっていくかの方針を明確にいく必要があります。	はびろ農業公園の施設管理、運営について、現状維持、移管等を含め今後のあり方の方針を明確にしていきます。
4	広域林道維持管理見直し (耕地林務課)	県施工の広域的な林道は、建設に年数を要し、時代の経過から用途や目的、必要性などが変化してきている中で、維持管理費が大きくなるものと見込まれています。	林道の目的や必要性について検証するとともに、維持管理費の抑制を図るため、あり方の見直しを行っていきます。
5	給食施設の見直し (学校教育課)	給食施設のあり方について検討するとして第1次行革大綱を受けて、給食施設の運営方針について定めたところですが、これを実施するには至っていません。また、施設の老朽化も進み、早急に対応しなければならない状況となっています。	給食施設については、給食施設の運営方針に基づき、保育園給食を含め、老朽化した施設の統廃合と地産地消などの食育を推進するため施設を併設した食育センターの設置を進めます。

目標値	効果	年度別計画				
		H23	H24	H25	H26	H27

平成27年度 総合窓口案内の設置	市民の手続きが簡便になり、負担の軽減が図れます。	現状の検証	業務の見直し	システムの構築	事務所の配置整備	総合窓口案内設置
平成23年度 実施	地図システムを活用したサービスの向上が図れます。	安全安心メールでの地図配信	⇒	⇒	⇒	⇒
		安全安心マップでの利活用の推進	⇒	⇒	⇒	⇒
毎年度 実証と検証を実施	より使い勝手のよい公共交通の確保が期待できます。	実証・検証	⇒	⇒	⇒	⇒

平成23年度 整備計画の策定	公共施設の改築修繕を計画的に実施することで、施設の長寿化が図れ、有効に活用されます。	整備計画の策定	整備計画の策定と取組	⇒	⇒	⇒
平成25年度 有効活用対策の実施	敷地の有効活用により、市民サービスの向上と収入の増加につながります。	活用計画の検討	活用の準備	庁舎の有効活用	⇒	⇒
平成24年度 あり方方針の決定	みはらしファームの運営主体の自立を進めることで、経費の削減が見込まれるとともに、運営主体の独自性を発揮することが期待できます。	検討	あり方方針の決定	方針に基づいた取組	⇒	⇒
平成27年度 あり方方針の決定	あり方の見直しにより、維持管理経費の削減や新たな利活用が期待できます。	維持管理方法の検討 利用促進方法の検討	⇒	⇒	⇒	あり方方針決定
平成26年度 食育センター建設	食育の推進が図れます。また、経費の削減と細かい配慮のできる給食の提供ができます。	検討準備	⇒	⇒	食育センター建設	⇒

No.	取組事項名	現状と課題	取り組み内容
(3) 効率的な組織の推進			
1	定員適正化計画の推進 (総務課)	現在の定員適正化計画は、平成18年度に策定されましたが、平成21年度末で、計画を22人上回るペースで職員の削減が進んでいます。今後は、行政需要の変化が不透明なことから、この削減ペースは鈍化することが予想されます。	現在の定員削減計画を着実に進めるなかで、社会情勢の変化や法令等の改正に伴う見直しを行い、簡素で効率的な行政運営に向け、類似団体等を参考にしながら、定員の削減を推進します。
2	弾力的な人員配置 (総務課、関係各課)	部及び課の間には排他的な状況があるため、閑散期の部署が繁忙期の部署を応援する体制がとりにくく、効率的な業務遂行が図られていません。	他部署への応援を依頼しやすくするため、応援体制のルールを明確にし、人的資源の有効活用を図ります。また、女性管理職の登用や専門性を生かせる職員配置についても取り組んでいます。
3	技能労務現場における正規職員の削減 (総務課)	校務や清掃、給食といった現場にも正規職員を配置していますが、業務内容によっては正規職員でなくても対応可能な業務があることから、職員配置を見直す必要があります。	業務内容について正規職員による対応が必要かどうかを見直す中で、非常勤職員化や民間委託等を検討し、職員の適正配置と経費の削減を図ります。
4	消防団編成の見直し (消防防災課)	消防団は、14分団、1,156名の団員により構成されていますが、過疎化・高齢化や人口減少など社会情勢の変化から団員の確保が困難となってきました。	常備消防が充実していく中で、非常備消防である消防団の再編成及び消防団員数について適正配置が図られるよう見直しを行っていきます。また、施設や設備の活用についても検討していきます。
5	組織の見直し (総務課、行政改革推進室)	市民サービスの向上や社会情勢の変化等に対し、柔軟に対応できるよう、必要に応じて、毎年度組織の見直しを行ってきましたが、職員の適正配置を進めるため、これからも組織の見直しを行っていく必要があります。	限られた職員を有効に配置し、市民サービスの向上につながるよう、必要に応じた組織の見直しを行っていきます。
(4) 職員意識の改革			
1	職員の意識改革 (総務課、行政改革推進室)	職員の意識改革に取り組んだ結果、従来に比べ業務に対する職員の意識は変わってきましたが、取り組みや成果に対する評価が曖昧なことから意識改革が進まない状況です。	平成19年に策定した伊那市人材育成基本方針に基づき、職員の意識改革に対する他団体の先進事例を学び、情報の共有により更に意識改革を図ります。また、努力や成果を適切に評価し、更なる意欲向上に結びつける仕組み作りに取り組めます。
2	管理職員の意識改革 (総務課、行政改革推進室)	効率的・効果的に事業を進めるためには、管理職員の業務マネジメントが重要となりますが、管理職員の中にも能力差があり、成果の差となって現れている状況があります。	管理職のマネジメント能力や政策企画力、危機管理能力等の向上に向けた研修等の充実を図り、管理職としての意識改革と意欲向上に向けた取り組みを実施します。
3	専門性のある非常勤職員への対応 (総務課、関係各課)	非常勤職員の賃金は、職種や経験年数、資格の有無等一律に定められていますが、業務内容や業務の難易度に対応できる賃金体系では、適切な賃金となっていません。	責任や業務内容に応じた賃金体系になるように見直しをしていきます。また、休暇等の勤務条件の見直しを行い、職員の労働意欲の向上を図ります。

目標値	効果	年度別計画				
		H23	H24	H25	H26	H27

平成23年度～平成27年度の5年間 78人削減	人件費の削減と組織のスリム化による効率的な行政運営が図れます。	職員数の削減	⇒	⇒	⇒	⇒
平成23年度 実施	時間外勤務の縮減と市民サービスの向上が図れます。	部課を越えた応援体制の実施 女性の登用 専門性のある職員の配置		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
平成27年度 対象職員を半減	効率的な職員配置と経費の削減につながります。	対象職員の削減	⇒	⇒	⇒	半減
平成26年度 実施	消防団員の適正配置により効果的な消防団の運営が期待できます。	団編成及び団員数の検討	⇒	⇒	新規団編成 新団員数	⇒
平成23年度以降 組織改正(平成23年度 産業振興部を農林部と商工観光部に分割、総務部に危機管理課を設置)	組織の見直しを行うことで、実情にあった体制となります。	組織改正	⇒	⇒	⇒	⇒

平成23年度 実施	職員の意識改革を進めることで、市民サービスの向上や経費の削減効果が期待できます。	職員研修 他団体の情報共有	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒
平成23年度 実施	管理職の意識改革を進めることで、効率的な職員配置や効果的な行政運営が期待できます。	職員研修 人事評価制度の活用	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒
平成23年度 実施	責任と業務内容に応じた賃金体系とすることで、職員の労働意欲の向上を図ります。	待遇改善 専門性のある非常勤職員の活用	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒

No.	取組事項名	現状と課題	取り組み内容
II 安定した財政基盤の確立			
(1) 財政運営の健全化			
1	財政の健全化 (財政課)	財政指標は、県内19市の中でも下位に位置し、財政も常に厳しい運営を迫られています。地方分権が進む中、自立した財政運営が求められています。	財政健全化の判断基準となる指標(実質公債費比率、将来負担比率等)の目標値を定め、改善が図られるよう平成22年度に策定した財政健全化プログラムに沿って財政運営に取り組みます。
2	地方債発行額抑制 (財政課)	一般会計の地方債残高は、平成21年度末で363億円(臨時財政対策債を除けば289億円)となり、年間償還額も50億円を超え、伊那市の財政運営上大きな負担となっています。	新規発行分については、必要性及び優先度を十分に検討し、安易に借り入れすることなく、元金返済額以下に抑え、地方債残高の削減を進めます。
3	基金残高の増加 (財政課、関係各課)	平成21年度末における一般会計の基金残高は、59億円と市債残高の6分の1程度であり、安定的な財政運営を行っていく上では、十分な額とはいえない状況にあります。	安定した財政運営を行うためには、基金への積み立てが必要であり、地方債の繰上げ償還との調整を図りながら、必要な積み立てを行います。
(2) 経費削減のための業務改善			
1	庶務事務の見直し (総務課、情報統計課、行政改革推進室)	職員管理や予算管理等の庶務事務は、内部統制の厳格化が求められる中、その業務量が増大していることから、事務の迅速化や効率化の点から業務の見直しが必要となってきました。	業務手順や事務処理内容の検証・見直しを行い、より効率的な執行方法の検討を行うとともに、業務量の削減と効率的な業務執行に向け、電子決裁等のシステム導入を検討します。
2	施設電気料金の削減 (総務課)	市有施設の一定基準を超える電力契約施設の電気料金は、施設全体で2億円と多額なものとなっていることから、省エネ対策に取り組んでいるところですが、より一層の電気料金の削減に取り組む必要があります。	電力の自由化に伴う施設電気料金のより一層の削減を図るため、電力供給プランの見直し協議等により、より安価な電力の確保を図り、LEDの導入などにより経費の削減に努めるとともに、より一層の節電に努めます。
3	時間外勤務の縮減 (総務課)	多忙期や休日のイベントなど時間外勤務により対応せざるを得ない業務もありますが、年間1億円を超える時間外勤務手当が支給されていることから、縮減に向けた取り組みが必要です。	業務のムダを削減することにより業務の効率化を図るとともに、柔軟な勤務体制の活用や閑散期の部署による応援体制の実施に取り組みます。また、管理職による時間外勤務の点検管理を徹底し、時間外勤務縮減に努めます。
4	公用車台数の削減 (総務課、総合支所総務課)	市の所管する車両は、各課所管、特別会計及び企業会計を含む全体で311台(平成22年9月現在)ありますが、組織改正および事業の見直しによる業務の効率化を図る必要があり、それに伴う車両台数の削減を図る必要があります。	組織改正及び業務の見直しを行うなかで、各課所管、全会計所管の公用車について、効率化を図るよう車両運行の状況を検証するとともに、バイクや自転車の活用により、配置台数の見直しを行い、公用車の削減を進めます。
5	家屋評価業務 (税務課)	土地評価や家屋評価には、その事務に知識や経験とともに相当の時間を要しています。特に家屋評価では、年間500件程度行われ、資材の多様化、家屋構造の複雑化等により、事務の煩雑さが増してきています。	専門的な知識と技術が求められるため、他市町村と共同化した場合の経費について検討します。また、専門職員の育成に取り組むとともに、家屋評価システムの上伊那での共同化について検討します。

目標値	効果	年度別計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
平成27年度 実質公債費比率 16.5% 将来負担比率 120.0%	財政の健全化と安定した財政運営を図ることができます。	実質公債費比率の低減 将来負担比率の低減	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒	実質公債費比率 16.5% 将来負担比率 120%
平成27年度末の一般会計地方債残高 220億円(臨時財政対策債を除く。)	新規発行の地方債を抑制することで、後年度の財政負担の軽減が図れます。	地方債残高の抑制	⇒	⇒	⇒	地方債残高 220億円以下
平成27年度基金残高 80億円	安定した財政運営を進めることができます。	基金の積み立て	⇒	⇒	⇒	基金残高80億円以上
平成24年度 庶務事務の見直し実施	庶務事務を見直すことで、事務の効率化が図られます。	システム導入の検討	システム導入 事務内容の見直し	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒
平成23年度 200万円の削減	経費の削減が図れます。	200万円の削減	⇒	⇒	⇒	⇒
平成23年度 超過勤務時間の15%削減	経費の削減と業務の効率化が図れます。	15%の削減	⇒	⇒	⇒	⇒
平成27年度 公用自動車の10%削減	経費の削減と公用車の効率的運用を図ります。	公用自動車の削減	⇒	⇒	⇒	10%削減
平成24年度 方針決定 平成26年度 実施	他市町村との共同化による統一システムの導入により、経費の節減が見込めます。	システム共同化方針の検討	方針決定	⇒	実施	⇒

No.	取組事項名	現状と課題	取り組み内容
6	補助金の見直し (財政課、関係各課)	補助金管理台帳により補助金ごとの管理を行っていますが、徹底した補助金の見直しが行われているとはいえないことから、補助金の効果等の検証がされず、終期を設定しないまま交付している補助金があります。	補助金のあり方を抜本的に見直し、事業実施型で広域性の強い補助金については、集約し、総額をコントロールしながら、部局単位での補助金管理を行うこととします。
7	扶助費の見直し (財政課、関係各課)	個人への扶助費については、類似した給付が行われないよう留意する必要があります。また、子ども医療費の無償化や経済不況による生活保護など、今後も大幅な増加が見込まれる状況にあり、財政を圧迫することが懸念されます。	真に必要な福祉サービスを見極め、事務事業の廃止、縮小を含め、見直しをしていきます。また、社会情勢にあったサービスとなるよう絶えず施策の取捨選択をしていくとともに、世帯分離の基準に適合するよう徹底を図ります。
8	広報業務のあり方の検討 (秘書広報課、関係各課)	伊那市の広報は、市報やケーブルテレビでの独自番組、文字放送の制作のほか、ホームページでの情報発信など多くの媒体を使っていますが、市民へのより一層の周知を図るための取り組みが必要となっています。	広報誌の作成について見直します。また、ケーブルテレビをはじめ地域性の強い媒体を活用し、市民への情報提供の有効方法について、検討していきます。
9	選挙費用の削減 (選挙管理委員会事務局)	各種選挙執行時における経費のうち、人件費に係る経費が多額となっています。また、投票環境が好ましくない投票所もあり、選挙の適正な執行及び経費削減の観点からも投票所の統廃合が不可欠となっています。	投票所の削減について、再度検証し、関係地区との協議を進めます。また、事務従事者の民間委託(臨時雇用)について検討します。

(3) 公共施設のあり方の検討

1	施設整備計画の見直し (施設所管各課)	道路や保育園、学校など施設ごとに今後の改築や建設などを見通した施設整備計画を策定していますが、財源の確保が困難な状況にあっては、計画通り進めることが困難であることから、計画の見直しが必要となってきています。	道路、保育園、給食施設、公営住宅、社会教育施設、観光施設等について、財源の確保、緊急性、必要性の検証を行い、優先順位と実施時期を検討することで、施設整備計画の見直しを行います。
2	道路整備基準の策定 (建設課)	道路延長が、類似団体に比べ長い場合、道路建設に係る経費もこれまで多額のものとなっていましたが、ある程度の整備が行われてきた中で、今後は財政状況に応じた整備を行っていく必要があります。	幹線道路整備は、都市計画街路の見直しを含め、「伊那市幹線道路網整備計画」に基づき実施します。また、幹線以外の道路については緊急性、必要性等の検証を行い、財源、優先順位と実施時期等、整備を行う基準を検討します。
3	施設建設時の標準的建築単価・規模の設定 (監理課)	公共施設の中には設計的にデザインや設備が偏重されたものもあり、整備後の維持管理費が大きな負担になっている施設があります。	単価設定は公表されている統計調査資料等を参考に、規模設定は施設の利用運営方法等を充分検討のうえ決定します。なお、地域性の強い施設は超過分を地元負担とすることを検討します。
4	施設白書の作成・公表 (財政課)	伊那市の所有する施設は、数も多く、各施設の概要、利用者数、収入、維持管理費などの資料が一元的に管理されていないため、施設の有効活用を図る上で障害となっています。	施設に係る情報を一元的に把握、整理し、施設の実態や今後のあり方などについての方針を示す施設白書を作成し、公表していきます。
5	施設の譲渡、廃止の検討 (関係各課)	伊那市における公の施設は、289施設ありますが、集会施設や体育施設の中には利用者が特定されるなど、その利用状況が市民全体に及ばない施設もあります。また、老朽化等により利用されない施設も目立ってきています。	公の施設をリストアップする中で、伊那市が所管するよりも、区など地域に譲渡することが適当とされる施設については、積極的に譲渡していくこととします。また、利用者が少なく、利用目的が達成された施設については、廃止を前提に検討していきます。

目標値	効果	年度別計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
平成24年度 公募型補助金制度実施	公募型補助金制度の導入により、補助金総額の抑制と補助金の有効活用が期待できます。	公募型補助金制度の検討・準備	公募型補助金制度の実施	⇒	⇒	⇒
平成27年度 扶助費の市単独事業費の3%削減	扶助費の給付内容を見直すことで、社会情勢にあった内容の給付を行うことができるとともに、経費の節減が図られます。	扶助費の削減	⇒	⇒	⇒	3%削減
平成24年度 広報印刷物の広報誌への一元化	経費の削減と有効な広報を行うことが見込めます。	広報印刷物一元化の検討	一元化	⇒	⇒	⇒
投票所の削減 事務従事者の民間委託 (臨時職員)化	経費の削減が図れます。	投票所削減検討	投票所削減実施	⇒	⇒	⇒
		従事者民間委託等検討	⇒	従事者民間委託等実施	⇒	⇒

平成23年度 各種計画見直し検討委員会設置・計画の見直し策定	財政健全化方針に沿った施設整備計画が策定されます。	委員会設置・策定	整備計画に基づいた取組み	⇒	⇒	⇒
平成23年度 道路整備基準の策定	財政健全化方針に沿った道路整備が行えます。	基準策定	道路整備基準に基づいた取り組み	⇒	⇒	⇒
平成23年度 単価・標準建築規模の設定 平成24年度 地元負担額の決定	建設経費を抑えた施設整備が図れます。	規模の決定	地元負担額決定	⇒	⇒	⇒
平成23年度 白書作成・公表	伊那市が所有する施設の全体把握が可能となり、今後の施設整備方針が明確になります。	白書作成・公表	⇒	⇒	⇒	⇒
施設の譲渡又は廃止の実施	維持管理経費の削減と効率的な施設管理を行えます。	譲渡又は廃止	⇒	⇒	⇒	⇒

No.	取組事項名	現状と課題	取り組み内容
6	施設のあり方の検討 (関係各課)	これまでに整備してきた施設の中には、市町村合併による影響から、類似施設も多く、有効活用が図られていない状況が生じています。	利用状況や市民ニーズ、市外利用者の動向等を見る中で、有効活用の可能性や施設の必要性も含めて、施設のあり方について、施設所管課だけでなく、全庁的に見直し検討を行っていきます。
7	国保直営診療所・鍼灸治療所の見直し (健康推進課、高遠保健福祉課、長谷保健福祉課)	国保直営診療所及び鍼灸治療所は、各施設が単独で運営していくことが困難となっており、一般会計から繰り出しを行なっている状況にあります。	一般会計からの繰り出しを減らしていくように各施設の運営のあり方を見直し、民間譲渡や施設の統廃合を含めて検討を行っていきます。
8	保育園の統廃合 (子育て支援課)	23園(休園中の1園を除く。)の保育園のうち、定員割れしている保育園が15園あり、そのうち7園が80%を切っている状況にある一方、110%を超えている保育園もあることから、施設のあり方について見直す必要があります。	保育園の配置について、効率的な運営が図られるよう検討し、必要に応じて保育園の統廃合を進めます。
9	小中学校児童生徒数問題の検討 (学校教育課)	少子化が進む中で、人口の増加地域と減少地域が顕著になってきています。それが、児童生徒数の増減にも現れ、学校間で規模の不均衡が生じてきています。	児童生徒数の規模の均衡を図るため、通学区域の見直しや学校の統廃合について検討します。

(4) 一部事務組合、第3セクター等における健全化

1	一部事務組合等のあり方検討 (関係各課)	伊那市が構成員となっている一部事務組合は、伊那中央行政組合など5団体ありますが、各一部事務組合への負担金も多額になることから、効率的な運営を進めるよう組織のあり方の見直しが必要となります。	一部事務組合のあり方について検討し、他の一部事務組合との業務提携や統合に向けた検討をしていきます。
2	一部事務組合負担金の削減 (関係各課)	一部事務組合への負担金は、平成21年度決算で22億1,900万円にも達し、伊那市の財政上大きな負担となっています。そのため、この負担額をいかに抑えるかが課題となっています。	予算編成時における関係部署での内容確認を強化し、真に必要な事業であるかの見極めをします。また、経費削減のための取り組み内容の提出等、常時監視に努めます。
3	不燃ごみ・粗大ごみ処理の広域化 (生活環境課)	可燃ごみについては、上伊那広域連合において処理していますが、不燃ごみや粗大ごみについては、市町村によって異なり、効率的に処理されているとはいえない状況にあります。	上伊那広域連合管内の不燃ごみ、粗大ごみについても、上伊那広域連合での一本化処理に向けて検討していきます。
4	伊那市社会福祉協議会の運営見直し (社会福祉課、関係各課)	伊那市社会福祉協議会は、伊那市のあらゆる福祉行政に関わり、伊那市の福祉にとってなくてはならない存在となっていますが、民間事業者として事業委託のあり方などについて見直す必要があります。	事業者として経営の独立性を確保するため、市からの職員派遣の見直しを行います。また、効率的で安定した運営が図られるように取り組みます。
5	伊那市振興公社の健全経営 (行政改革推進室、関係各課)	財団法人伊那市振興公社は、市内の62施設の管理を主な業務としているところですが、合併により管理施設数も増え、職員数も80人を超える規模となっていることから、経営の安定化が求められています。	財団法人から一般法人への移行に伴い、事務局体制を整備し、より効率的な管理運営を目指します。また、これまでの施設管理だけでなく、経営の安定が図られる事業へも積極的に取り組みます。

目標値	効果	年度別計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
平成24年度 あり方方針の決定	施設の積極的な利活用と効率的な運営が図れます。	あり方方針策定作業	あり方方針の決定	方針に基づいた施設運営	⇒	⇒
平成27年度 施設の統廃合	施設の効率的な運営が図れます。	医療政策審議会における方針の検討	⇒	⇒	準備	施設の統廃合
23保育園を18保育園へ統廃合 平成27年度までの取り組み 1園休園 7園を4園に統廃合	経費の削減と保育の公平性が確保されます。	施設の統廃合	⇒	⇒	⇒	⇒
平成25年度 小中学校区の見直し 平成27年度 小中学校統廃合の方針案策定	経費の削減と教育の公平性が確保されます。	学区の見直し及び統廃合の検討	⇒	学区見直し	⇒	統廃合方針案決定

平成25年度 あり方方針の決定	統合を行うことで、より効率的な一部事務組合等の運営が図れます。	業務提携及び統合の検討	⇒	あり方方針の決定	⇒	⇒
平成23年度 予算編成時の関わりの強化	一部時組合等への負担金の抑制につながります。また、一部事務組合等への関わりを強化できます。	関わりの強化	⇒	⇒	⇒	⇒
平成23年度 検討 平成25年度 調整	広域化を図ることで、業務の効率化と経費の削減が図れます。	広域化の実施時期の検討 広域化対象処理施設の検討 分別基準の統一		広域化対象施設、実施時期の調整 ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒
平成23年度 市委託事業の検証	経営の独立性の確保が図れます。また、市からの委託料の削減が見込めます。	検証	⇒	⇒	⇒	⇒
平成24年度 一般法人化、理事を8人から4人へ減員	迅速で効率的な経営の確保と経費の削減が図れます。	一般法人化の準備	一般法人化理事の削減	⇒	⇒	⇒

No.	取組事項名	現状と課題	取り組み内容
6	伊那市観光株式会社 の健全経営 (観光課、高遠産業振 興課、長谷産業振興 課)	伊那市観光株式会社は、平成21年度決算にお いて、単年度での黒字となりましたが、今後も安 定的に健全経営ができるよう体質を強化をして いく必要があります。	第3セクターの会社であるため、赤字補てんは行 わず、収益が確保できる体質となるよう経営状況 を見守りながら、必要に応じて施設使用料の見 直しを検討していきます。
7	伊那市観光協会のあり 方の検討 (観光課、高遠産業振 興課、長谷産業振興 課)	伊那市観光協会は、会員からの会費等によって 運営されていますが、市からも多額の補助金が 交付され、運営されています。また、市役所内に 事務所があることから、観光客への対応などの 課題もあります。	伊那市観光課との連携を図りながら、伊那市観 光協会への補助金や事務所の位置などについて 検討し、自立した運営が行えるよう取り組みま す。また、事務所の位置の検討に当たっては、 観光案内所の設置についても併せて検討して いきます。
8	伊那市土地開発公社の 経営改善 (政策推進課、土地開 発公社)	伊那市土地開発公社は、平成21年度末で、面 積27万㎡、簿価総額34億円もの土地を保有し、 借入金残高は30億円を超えている状況です。現 在の経済状況の下、保有土地の処分見通しが たたなければ、公社の経営を圧迫するため、早 期に経営健全化を図らなければなりません。	平成22年度に定めた土地開発公社経営健全化 指針に基づき経営の健全化を進めます。

(5) 歳入の確保

1	債権徴収プログラムの 実施 (徴収対策室、全課)	平成18年度から22年度までの5年間で期間とす る未収金解消プログラムに基づいた取り組みを 行い、未収金解消に取り組み、成果を上げてき ましたが、引き続きこうした取り組みを行ってい く必要があります。	平成23年度から25年度までの3か年を期間とす る債権徴収プログラムにより、明確な徴収方法・ 目標値を定め、目標達成に向けて、全庁的に取 り組んでいくとともに、未集金回収に向けた職員 のさらなる資質の向上を図ります。
2	都市計画税区域・課税 方法の見直し (税務課、建設課、関係 各課)	都市計画税は、都市計画法の規定により指定さ れた用途地域内の土地、家屋に課税されていま すが、用途地域外での開発が進み、市民に不 公平感が生じてきています。	市民の不公平感を解消し、公平な課税ができる よう都市計画税区域の見直しについて検討し、 必要があれば都市計画税の課税区域及び課税 方法を改めます。
3	広告収入の積極的な活 用 (関係各課)	第1次行革大綱の具体的取組として、有料広告 については、積極的に取り組み、施設への広告 の導入のほか、封筒をはじめ各種印刷物への広 告掲載に取り組んでいきます。	広告の掲載が可能な物件、対象物の拾い出しを 徹底し、より積極的な取り組みをしていくととも に、施設命名権(ネーミングライツ)の導入を行 います。
4	不用資産の売却・貸付・ 処分 (財政課、関係各課)	行政運営上、不用となった資産(不動産、物品) については、売却等により不用資産の処分を 行ってきましたが、資産、特に物品について、不 用な物の把握が正確にできていない状況があり ます。	処分可能な資産の把握を行い、適切な処分計 画を策定し、売却・貸付等により、不用資産の処 分・活用を行い、収入の確保を図ります。
5	施設使用時の減免申請 の厳格化 (関係各課)	各施設を利用する場合、利用者からの申請によ り、使用料の減額・免除(減免)が行われてきた が、平成21年度における体育施設での減免額 は、1,300万円を超え、施設運営を圧迫してい ます。	減免規定を整理し、その適用を厳格化すること で、施設使用料の適正徴収に努めます。
6	施設使用料の見直し (関係各課)	施設使用料については、これまで他市の類似施 設の使用料等と比較する中で、相対的に決定さ れていましたが、施設の維持経費や利用状況な ども考慮しながら施設の実態に見合った使用料 を設定していく必要があります。	これまで据え置いてきた施設の使用料につい て、維持経費や収入、利用状況などを分析する 中で、施設使用料を見直していくこととします。

目標値	効果	年度別計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
平成23年度 施設使用料引き下げ	経営の体質強化を図り経営の安定化が見込めます。	施設使用料の引き下げ	⇒	⇒	⇒	⇒
平成23年度 観光協会事務所位置の検討 平成26年度 市補助金の見直し	これまで以上に有効な観光客への情報発信が行えるようになります。	事務所位置検討	⇒	⇒	⇒	⇒
		補助金見直し検討	⇒	⇒	補助金見直し	⇒
平成26年度末 平成21年度末保有地簿価総額を半減	健全経営の推進と伊那市財政への圧迫を排除することができます。	保有地の縮減	⇒	⇒	保有地の半減	⇒
		用地取得の適正化	⇒	⇒	⇒	⇒

平成23年度 実施 未収金を7億円に圧縮 財源7億円を確保 実滞納者数4,000人台へ圧縮	未収金の削減による財源の確保と不公平感の解消が図れます。	健全化プログラムの実施	⇒	⇒	⇒	⇒
平成27年度 都市計画税区域の見直し実施	課税の不公平感の解消を図るとともに、税収の増加が見込まれます。	課税区域及び課税方法の検討	⇒	⇒	⇒	見直し
平成27年度 700万円の広告収入	新たな収入の増が見込まれます。	広告収入の確保	⇒	⇒	⇒	700万円の広告収入
平成27年度 年間500万円の収入増	市有地の売却により、管理経費の削減と市の収入増加につながります。	売却収入の確保	⇒	⇒	⇒	500万円の収入増
平成27年度 年間200万円の収入増	使用料等の減免厳格化により使用の公平性を確保するとともに収入の増加につながります。	減免の厳格化	⇒	⇒	⇒	200万円の収入増
平成27年度 年間600万円の収入増	収入増加と利用者負担の公平性の確保が図れます。	施設使用料の見直し一部実施	⇒	⇒	⇒	600万円の収入増

No.	取組事項名	現状と課題	取り組み内容
Ⅲ 市民の力を活かしたまちづくりの推進			
(1) 市民参加と協働の推進			
1	市民参画と協働推進のための体制整備 (政策推進課)	市民と行政がそれぞれを補い、より良いまちづくりを行うための意見交換の場が必要です。市民と行政の役割分担を明確にし、市民参画を進める条例等の法整備を検討する必要があります。	市民と行政の意見交換の場づくりをすすめます。まちづくりの具体的方策を話し合う「協働推進会議」を設置します。市民参画の推進を図るため、自治基本条例の制定に向けた検討を進めます。
2	協働推進のための支援と実践 (政策推進課)	市民や団体等の持つ幅広い知識や技術を生かし、協働によるまちづくりを積極的に進めるために、さまざまな形で支援をしていく必要があります。	市民や団体の行う公益活動への財政的支援を行います。また、市のホームページや広報等を活用した情報集約・情報発信を行います。活動団体等のリーダー育成を支援します。
3	住民との協働推進のための職員意識改革 (政策推進課)	市民と共に実践する「協働のまちづくり」の必要性について、職員意識が根づいているとは言えません。また、協働に関する職員研修会の開催や、庁内推進体制の整備が十分でなく、意識改革を進める方策が実施されていない状況です。	職員研修の開催、実践活動団体との交流等を進めると共に、積極的な情報共有を図るなかで、全庁的に協働の意識を高めます。また、協働の庁内推進会議を中心に、行動の基本計画に基づく実施計画を策定します。
4	地域協議会の活性化 (政策推進課、総合支所総務課)	合併時に設置された地域協議会は、開催回数や協議内容など地域協議会ごとに特徴のあるものとなっていますが、十分に機能しているとは言いがたいところもあります。	地域協議会の活性化が図られるよう協議内容の見直しを行うとともに、既存の地域組織との役割分担の明確化を図ります。
5	職員の地域活動への積極的参加 (総務課、政策推進課)	職員は、業務以外の地域や非営利団体等の事業に積極的に参加し、まちづくりや地域の安全安心に寄与することが求められています。	地区役員や消防団員を積極的に引き受け、地域の活性化に取り組む活動に参加するなど職員意識の向上に取り組みます。
6	市民意識調査の実施 (政策推進課、行政改革推進室)	市民ニーズは、地区や各種団体からの要望のほか、市長への手紙や市長の懇談などさまざまな機会を通じて把握してきていますが、積極的に市民の声を聞くという機会が限られており、十分に把握できているとはいえない状況にあります。	市民ニーズや市民意識を把握するため、市民意識調査の実施に向けた検討を行い、実施していきます。
(2) 協働の推進によるまちづくり			
1	自主防災組織の充実 (総務課)	自主防災組織の平成22年度における組織率は100%となっていますが、高齢化や昼間の不在などから、有事の際に活動できない組織も出てきています。また、平時の訓練など活動内容がマンネリ化しているため、内容の充実を図る必要があります。	災害時に最も重要となる地域住民の安否確認を、すべて行政が行うことは不可能であるため、地域で安否確認ができる避難支援マップ作りに力を入れる必要があります。また、多くの役員の任期は1年間であるため、複数年活動できるリーダーを育成する必要があります。
2	循環型社会の構築と地球温暖化対策 (生活環境課)	わたしたちの身近な環境を保全するためには、あらゆる分野での環境負荷の低減が必要です。そのためには、市民・事業者・学校・行政などが一体的に取り組む仕組みやネットワークづくりが急務です。	衛生自治会と連携してごみの減量化、資源化に取り組めます。また、市民、事業者、学校、行政等による『伊那市地球温暖化対策協議会(仮称)』を設置し、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定する中で、具体的な地球温暖化対策を推進します。

目標値	効果	年度別計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
平成24年度 地域づくり 団体、NPOとのネット ワークづくり 平成25年度 協働推進 会議の設置 条例化の検討	市民参画の協働によるまちづくりの ため、市民と行政双方の理解と意識 改革が進みます。	ネットワーク づくりの調整	ネットワーク づくり	⇒	⇒	⇒
		協働推進会 議設置準備	⇒	推進会議設 置	⇒	⇒
		条例化検討	⇒	⇒	⇒	⇒
平成24年度 新たな支 援制度の創設 平成23年度 研修会の 実施、参加支援	市民や団体、NPO等による活動が 活性化します。		財政的、人 的支援制度 創設	⇒	⇒	⇒
		研修会実施	⇒	⇒	⇒	⇒
平成23年度 職員研修 会等の開催	協働に関する職員意識が醸成され ます。	地域役員へ の積極的参 加	⇒	⇒	⇒	⇒
		職員研修会	⇒	⇒	⇒	⇒
平成27年度 委員構成 等の見直し、既存の地 域組織との一元化	地域の課題に対する地域協議会の 役割が明確化します。	既存組織と 地域協議会 一元化の検 討	⇒	⇒	⇒	条例改正
平成23年度 地区担当 制の充実、地区役員等 への積極的参加	職員自らが地域の模範となって地 域づくりに参画することから、協働意 識の高揚につながります。	地域活動へ の積極参加	⇒	⇒	⇒	⇒
平成25年度 市民意識 調査の実施	市民ニーズや市民意識を把握する ことで、よりの確な行政運営を行うこ とができます。	意識調査実 施に向けた 準備	⇒	意識調査の 実施	⇒	⇒

平成23年度 リーダー の選定 平成24年度 リーダー 育成研修	リーダーを選定、育成することで、自 主防災組織の充実が図れます。	リーダー選 定	育成研修の 実施	⇒	⇒	⇒
平成27年度に家庭ごみ の排出量を559g/人・ 日、資源化率32.0% 協議会の設置、運営 計画の策定・実施	ごみの減量化、資源化の推進による 循環型社会の構築と協働による温 暖化対策の推進が図れます。	ごみ排出量 569g/人・ 日、31.2% 協議会の設 置 計画の策定	568g/人・ 日、31.4% 協議会の運 営 計画の実施	565g/人・ 日、31.5% ⇒ ⇒	563g/人・ 日、31.7% ⇒ ⇒	559g/人・ 日、32.0% ⇒ ⇒

No.	取組事項名	現状と課題	取り組み内容
3	イベントへの参画 (関係各課)	各種イベントについては、実行委員会形式を取りながらも行政が主体となって実施していることが多く、マンネリ化の傾向から参画者の減少しているイベントもみられます。	職員だけで新たな企画や実施には限界があるため、市民へボランティアへの積極的な参画を呼びかけ、主体的に活動してもらうよう取り組みます。
4	学校地域支援本部事業 (学校教育課)	総合学習、読み聞かせ、安全見守り活動、学力向上支援等、学校運営や教育活動へ地域ボランティアが関わり効果を上げていますが、取り組み分野の拡大、参加ボランティアを増やす等、組織化を更に進め、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する仕組みを構築する必要があります。	現在、東部中学校に設置している学校地域支援本部を全中学校区に設置し、取り組み事例を学校、地域双方に広め充実を図ります。
5	キャリア教育の推進 (学校教育課)	児童生徒が社会との関わりの中で自分らしい生き方を実現できるよう小中学校でキャリア教育を進めていますが、職場体験を受け入れてくれる事業所の開拓、調整、職場体験の充実等が課題となっています。	経営者団体やJA等関係団体からなるキャリア教育推進協議会を設置し、受け入れ職場の開拓等により学校の負担軽減と職場体験の充実を図ります。また、事業所の負担を軽減し、双方にメリットを感じてもらえる仕組みをつくり発信していきます。
6	保育園地域運営委員会の活動 (子育て支援課)	区長、民生委員や地元住民を委員とした地域運営委員会を組織し、地域の子どもは地域が育てるという視点から保育園運営を支援してもらう体制が整ってきていますが、区長等主だった委員が1年ごとに変わるため、成果の引継ぎ、充実発展が課題となっています。	保育園を核に、地域の子育て力、人材を発掘し、結びつけていく仕組みづくりを更に進めていきます。
7	子育て支援事業 (子育て支援課)	有償で地域の中の子どもを一時的に預かるファミリーサポートや子育ての相談や話し相手となる子育てサポーター事業は、ボランティア登録者が少なく、地域的にも偏りがみられます。	活用事例のPRを積極的に行っていくとともに、子育てをめぐる状況について講座を設けるなど市民大学、公民館等と連携し、啓発と市民参画のきっかけづくりを継続的に行っていきます。
8	要援護者マップづくり (社会福祉課)	高齢者や障害者など災害弱者に対する住民支えあいを地図にした要援護者マップの作成状況は、全体の6割にとどまっています。	マップができていない地域へのPR、意識啓発を進めるとともに、マップの作成された地域では、災害時に有効に機能するような取り組みを支援していきます。
9	ボランティア移送事業 (社会福祉課)	65歳以上の利用登録者が、各地区社協へ申し込み、運転ボランティアによる運送を利用していますが、運転ボランティアの確保が困難な地域も多く、サービス需要があってもボランティア移送ができない場合が出てきています。	登録手続きの簡素化や積極的なPRを行い、運転ボランティアの確保に努めます。また、地区間の協力・連携体制についても検討していきます。
10	日本一の桜の里づくり (建設課・関係各課)	桜が市の花となり、桜の里づくりも市民意識に定着しつつあります。地区の桜の維持管理体制や市役所内の推進体制の検討整備が課題となっています。	利活用まで含めた桜の里づくりを進めるための市役所内の体制を整備します。また、地区における桜の維持管理を地区住民の力で推進するための体制づくりを進めます。
11	有害鳥獣対策 (農政課、耕地林務課)	増大する鳥獣による農林産物への被害が増加してきており、行政だけでは十分な対応ができない状況となってきたため、市民と行政が一体となって対策を講ずる必要があります。	市民の手による中山間地の広域的な防護柵設置やわななどの捕獲対策を進め、森林の除間伐による緩衝帯の設置及び周辺農地の遊休荒廃化を防ぐよう取り組んでいきます。

目標値	効果	年度別計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
平成26年度 市民のスタッフ参画割合 50%以上	市民参画によりイベントの目的に対する市民意識の高揚につながります。	市民スタッフの参画割合の増	⇒	⇒	市民スタッフの参画割合 50%以上	⇒
平成25年度 学校地域支援本部を全中学校へ拡大	地域ぐるみで子どもの育ちを支援する意識の醸成や一人一人の子どもに応じたきめ細かな支援の実現が期待できます。	学校地域支援本部	⇒	学校地域支援本部を全中学校に設置	⇒	⇒
全中学校の職場体験日数を5日に拡充する。	充実した職場体験活動が子どもたちの心を育て、地域や事業所の活性化を図ることにつながると期待されます。	職場体験日数の増	⇒	⇒	⇒	職場体験日数5日実施
平成23年度 同一委員に複数年の委員委嘱の依頼	保育園地域運営委員会の充実が図れます。	地域運営委員委嘱	⇒	⇒	⇒	⇒
平成27年度 ボランティア登録者数の倍増	ボランティア登録者の増加により、ファミリーサポートやサポーターの有効活用が図れます。	ボランティア登録者数の増	⇒	⇒	⇒	ボランティア登録者数の倍増
平成24年度 100%(全地区)作成	災害時における要援護者への迅速な支援に役立ちます。	一部実施	100%	⇒	⇒	⇒
平成27年度 ボランティア移送登録者数の50%増	ボランティア移送による高齢者の足の確保が図れます。	ボランティア移送登録者数の増	⇒	⇒	⇒	ボランティア移送登録者数の50%増
平成24年度 地区の桜の維持管理実施	市内全地区での桜の里づくりの推進が行われます。	維持管理の方策の検討	維持管理の実施	⇒	⇒	⇒
平成27年度 わな登録者の増 中山間地での防護柵の設置	有害鳥獣による農作物等への被害の抑制に役立ちます。	対策の一部実施	⇒	⇒	⇒	対策の実施

No.	取組事項名	現状と課題	取り組み内容
12	原材料支給によるまちづくり (建設課、耕地林務課)	道路維持や農業用施設整備のため、地域住民が行う作業等に対し、市が必要な資材を支給し、地域の連帯と協働のまちづくりを進めてきていますが、経費の節減と建設事業の抑制から、これまで以上にきめ細かな対応が求められています。	地域住民の「やる気」に応えるため、公平で継続的な現物支給に努めるとともに、地域住民に積極的に取り組んでもらえるよう事業の周知を図っていきます。
13	伊那市の景観の維持・育成 (建設課)	伊那市は、2つのアルプスに囲まれた自然豊かな中で、乱開発もなく、伊那市らしい景観が保たれています。これからもこの景観を維持保全し、育成していくためには、行政だけでなく市民と一体的に取り組んでいく必要があります。	伊那市の景観を維持育成するため、市民と行政が協働して、景観行政団体への移行手続きを進めます。

(3) 民間の力を活かしたまちづくり

1	非常勤職員管理 (総務課)	業務を見直す中で、正規職員の削減と非常勤職員での対応を進めた結果、非常勤職員が大幅に増加し、現行の非常勤職員管理システムでは、職員管理に支障をきたすようになってきました。	情報の最適化により構築された人事給与の新システムへの移行を進めます。
2	車両管理 (総務課)	車両の整備や運行管理は、担当職員2名を置いて行っていますが、より効率的に車両の管理を行っていく必要があります。	車両の整備や運行管理を効率的に行えるよう、民間委託も含めて検討していきます。
3	窓口業務 (市民課、関係各課)	市民と接する窓口は、職員が行っていますが、市民対応の業務と住民移動処理等の業務分担について見直しを行い、民間委託について検討する必要があります。	受付業務等の見直しを行う中で、市民サービスの向上と経費の削減が図れる方法について、コンビニ交付によるサービスの充実を図りながら、民間委託も含めて検討していきます。
4	情報資産の維持管理方法の改善 (情報統計課)	情報システムのサーバの導入、保守管理、データバックアップ等、機器に係る経費が相当額となっているため、より効率的で経費の削減につながるシステムとする必要があります。	庁内にサーバ室を設け、機器を設置し、運用する自庁処理方式から、セキュリティを考慮する中で、ASP方式やクラウドコンピューティング等によるシステム利用への移行を検討します。
5	庁内情報システム対応業務 (情報統計課)	庁内システムの維持管理は、情報統計課担当職員が行っていますが、人事異動の都度、職員を育成しなければならず、そのために多くの時間と経費を要しています。	庁内システムのメンテナンスについて、人件費の削減が見込まれることから、現在職員が行っている部分についても民間事業者の常駐による専門的な対応ができるよう民間委託を進めます。
6	会計課出納業務 (会計課)	会計管理者と事務補助者を置き、事務を行っていますが、公会計制度の導入、マルチ・ペイメントの拡大など事務の内容の変化が見込まれます。収納事務の一部も行っており、事務の簡素化、効率化を推進する必要があります。	業務のあり方を見直すとともに、出納業務と収納業務が関連する業務の一部について、金融機関へ委託していくことを検討します。
7	保育園運営 (子育て支援課)	核家族化や就労形態の変化により、未満児保育、延長保育等保育ニーズが多様化しています。より効率的、安定的な保育園運営や、保育サービス充実のための調査・研究が必要です。	民間委託を検討し、伊那市の保育の理念や方針に合致した保育園運営ができる場合には委託していきます。また、保育園を民間へ移管していくことについても検討していきます。

目標値	効果	年度別計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
平成23年度 建設事業費から原材料費への振り替え	きめ細かな対応が取れるようになります。	原材料費への振り替え実施	⇒	⇒	⇒	⇒
平成25年度 景観行政団体へ移行	市民と行政が一体となって取り組むことで、より景観に意識したまちづくりを進めることができます。	景観行政団体移行準備	⇒	景観行政団体移行	⇒	⇒

平成25年度 システム移行実施	管理業務委託により、人件費の削減や効率的な管理業務が見込めます。	システム移行準備	システム移行	⇒	⇒	⇒
平成25年度 民間委託実施	管理業務委託により、人件費の削減や効率的な管理業務が見込めます。	民間委託の検討	準備	民間委託	⇒	⇒
平成26年度 一部実施	窓口業務を行っている人員の削減が図れます。	民間委託の検討	⇒	⇒	民間委託の一部実施	⇒
平成27年度 ASP方式等実施	機器の管理に係る経費の節減やスペースの確保が図れます。	ASP方式の一部実施	⇒	⇒	⇒	実施
		クラウドコンピューティング導入の検討	⇒	⇒	⇒	⇒
平成24年度 民間委託の実施	システムのメンテナンスに係る職員の削減が見込めます。	民間委託の検討	民間委託	⇒	⇒	⇒
平成24年度 一部実施	職員の削減と経費の節減が見込めます。	民間委託の検討	民間委託の一部実施	⇒	⇒	⇒
平成26年度 民間委託一部実施	保育職員の削減と経費の節減が図られるほか、新たな保育の取り組みが期待できます。	民間委託の検討	⇒	準備	民間委託の一部実施	⇒

No.	取組事項名	現状と課題	取り組み内容
8	観光振興の推進 (観光課)	伊那市の観光を進めるためには、行政だけでは限界があります。関係団体をはじめ民間の力を生かした推進が必要となります。	商工団体や農業団体、各企業をはじめ多くの団体と連携を図り、伊那市観光協会や伊那市観光株式会社をはじめ、多くの民間の力を生かす中で、新たな観光資源の開発などに取り組むことで観光振興を進めます。
9	市営住宅管理業務 (監理課)	現在市営住宅は805戸(政策空き家を含む。)あり、職員は本庁(係長以下3名、非常勤職員を含む。)、各総合支所(係長以下2名、他業務と兼務)で対応していますが、より一層、管理の効率化を図る必要があります。	指定管理者制度や管理代行制度の導入に向けた検討をしていきます。
10	水道業務(窓口、開閉栓、検針、料金等) (水道業務課)	上水道事業は、公営企業として会計処理を行っています。また、下水道事業会計は平成19年度より、公営企業として会計処理を行なうようになり、経営状況がより明確になりましたが、今後さらに効率的な企業運営が求められています。	効率的な運営を進めるため、窓口、開閉栓、検針、料金等水道業務課料金係が行っている業務について、民間委託移行に向けた事務を進め、民間委託を行います。
11	林道バスの運行業務 (南アルプス林道管理室)	正規職員と非常勤職員により運行することで、人件費は抑制されていますが、林道バスの利用者数に変動があり、収支は不安定となっています。今後は、運送業のノウハウを持った事業者への委託も検討する必要があります。	観光関連施設との連携についても研究する中で、業務の民間委託又は指定管理者制度への移行を検討します。

目標値	効果	年度別計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
平成23年度 取り組みの検討 平成24年度 実施	より幅広く観光に取り組むことができます。	民間活力を生かした取り組みの検討	民間活力を生かした取り組みの推進	⇒	⇒	⇒
平成25年度 指定管理者又は管理代行制度の実施	職員の削減と経費の節減が見込めます。	指定管理者又は管理代行制度の検討	準備	指定管理者又は管理代行制度の実施	⇒	⇒
平成23年度 試行 平成24年度 実施	職員の削減と経費の節減が見込めます。また、サービスの向上が期待できます。	試行	民間委託	⇒	⇒	⇒
平成27年度 民間委託	運行業務の委託により、経費の削減が見込めます。	民間委託の検討	⇒	⇒	⇒	民間委託

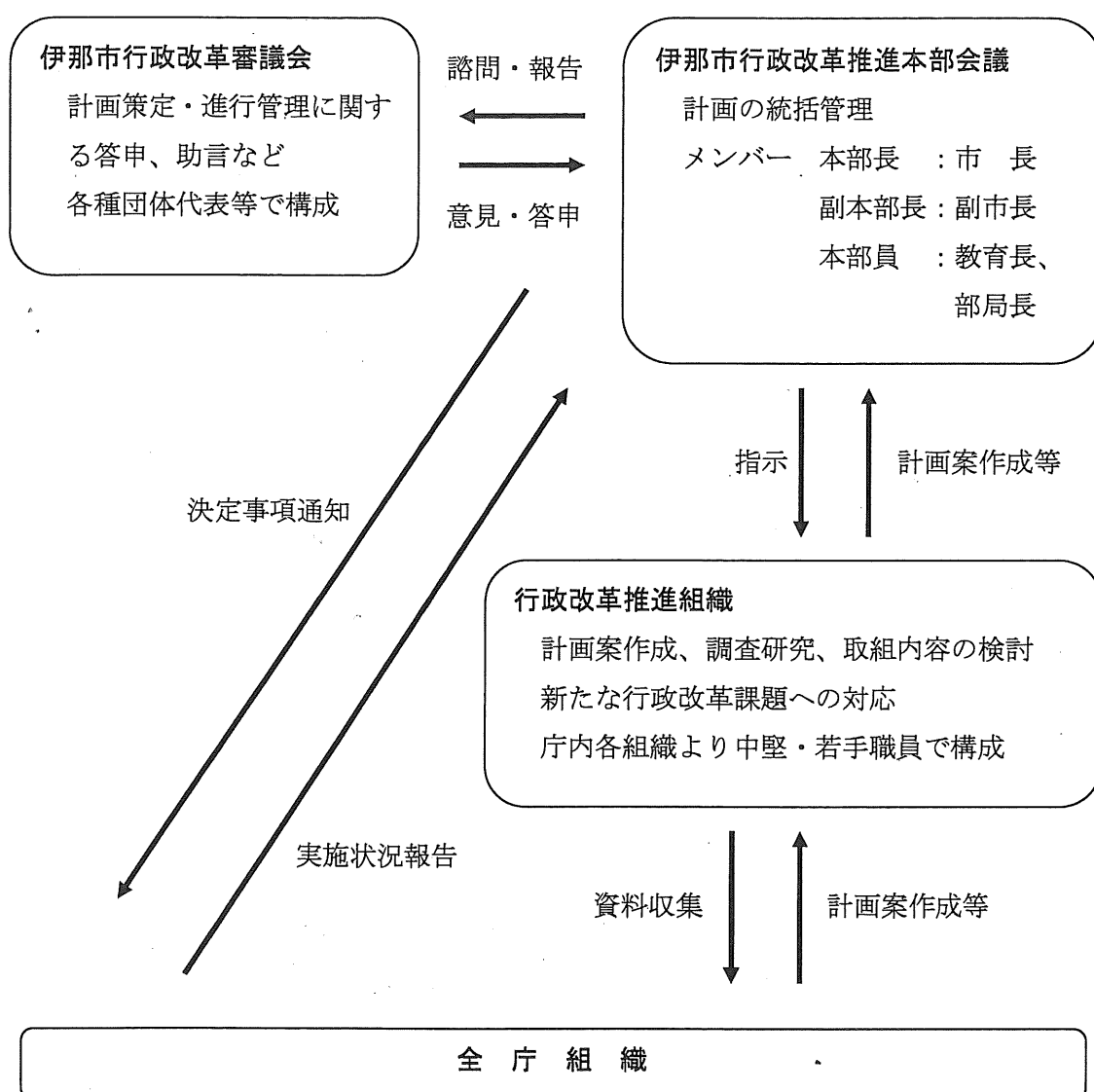
第4章 大綱推進のための手法

1 推進のための体制

行政改革を着実に推進するため、伊那市行政改革推進本部において進捗管理を行い、計画の実効性を確保します。また、推進本部の下に行政改革、事務改善を推進するための調査研究組織をつくり、取り組み内容の検討や調査研究、新たな行政改革に係わる課題への対応に努めます。

さらに、各種団体の推薦による学識経験者等で組織する伊那市行政改革審議会において、取組状況の報告を行うとともに、さまざまな意見を聴取し、計画に反映させます。

また、具体的な取り組みに対する進捗状況については、市報や市の公式ホームページなどの広報手段を通じて、市民への情報提供を行っていきます。



2 推進のための取り組み

(1) 評価システムの活用

大綱を確実に実行するためには、実施結果を検証し、課題を明確にしていく必要があります。そのために、以下のような手法を活用していきます。

ア 行政評価システムの活用

伊那市は、平成 14、15 年度の試行を経て、平成 16 年度から本格的に、行政評価に取り組んできました。行政評価は、仕事の成果を数値などの指標を使って評価し、仕事の改善につなげるための手法ですが、職員が実施結果に基づき行う内部評価だけでなく、平成 21 年度からは、職員による自己評価に加え、行政改革審議会の委員による外部評価も実施するようになりました。これにより、市民の視点からの事務事業の検証が行われることになり、行政改革を確実に実行するための大きな推進力となり、「効率的、効果的な行政の実現」や「透明性を高めた市政の運営」等が期待できます。

また、事業仕分けの効果や意義についても研究する中で、事業仕分けの効果が期待できる場合には、その実施に向けて取り組んでいきます。

イ 人事評価システムの活用

人事評価システムは、職員の職務実績を把握するとともに、職員の能力を向上させるという人材育成の側面も持った手法として、試行的に導入されています。また、この人事評価を活用し、職員の意識改革の進捗度合を把握していくことも行えることから、職員の意識改革を進めていく上で、有効な手法であり、「コスト、成果、市民目線の職員意識の向上」や「職員の政策形成能力の向上」が期待できます。

ウ 環境マネジメントシステムの活用

環境マネジメントシステムは、伊那市環境基本計画の推進による伊那市の将来像『二つのアルプスに抱かれた自然共生都市』の実現を目指すとともに、日常業務改善による行政改革の推進を目的としています。

そのため、環境マネジメントシステムに沿った取り組みを進めていくことで、日常業務の中での環境に影響のある事務事業についての目標を設定し、点検、是正を行うことにより、事務事業の継続的な改善を行うことが期待できます。

(2) 財政健全化プログラムとの連携

厳しい財政状況の中にあって、健全な財政運営を図りながら、真に市民に必要な事業を行えるような財務体質とするため、財政健全化プログラムを策定しました。この財政健全化プログラムは、実効性のある具体的な取り組みである「アクションプラン」を掲げ、伊那市の財政の健全化を目指すものであることから、財政健全化プログラムとの連携を図ることで、第 2 次行革大綱の実効性をさらに高めていきます。

附属資料

◎ 関係資料

- 1 伊那市行政改革大綱の進捗状況
- 2 人口推移
- 3 歳入の推移
- 4 性質別歳出の推移
- 5 地方債借入・償還と残高推移
- 6 基金残高の推移
- 7 実質公債費比率の推移
- 8 将来負担比率の推移
- 9 経常収支比率の推移
- 10 扶助費の推移
- 11 補助費等の推移
- 12 ラスパイレス指数の推移
- 13 定員適正化計画と職員数の推移
- 14 伊那市組織機構図

◎ 用語解説

伊那市行政改革大綱の進捗状況

【全体の状況】

平成 18 年 12 月に策定された伊那市行政改革大綱は、実施段階、あるいは実施に近い一部実施段階へと進んできていますが、その一方で、計画に比べ遅れている事項もあり、残りの一年でどこまで進められるかが課題になっています。

実施段階：59 項目（65.6%）、一部実施の段階：27 項目（30.0%）

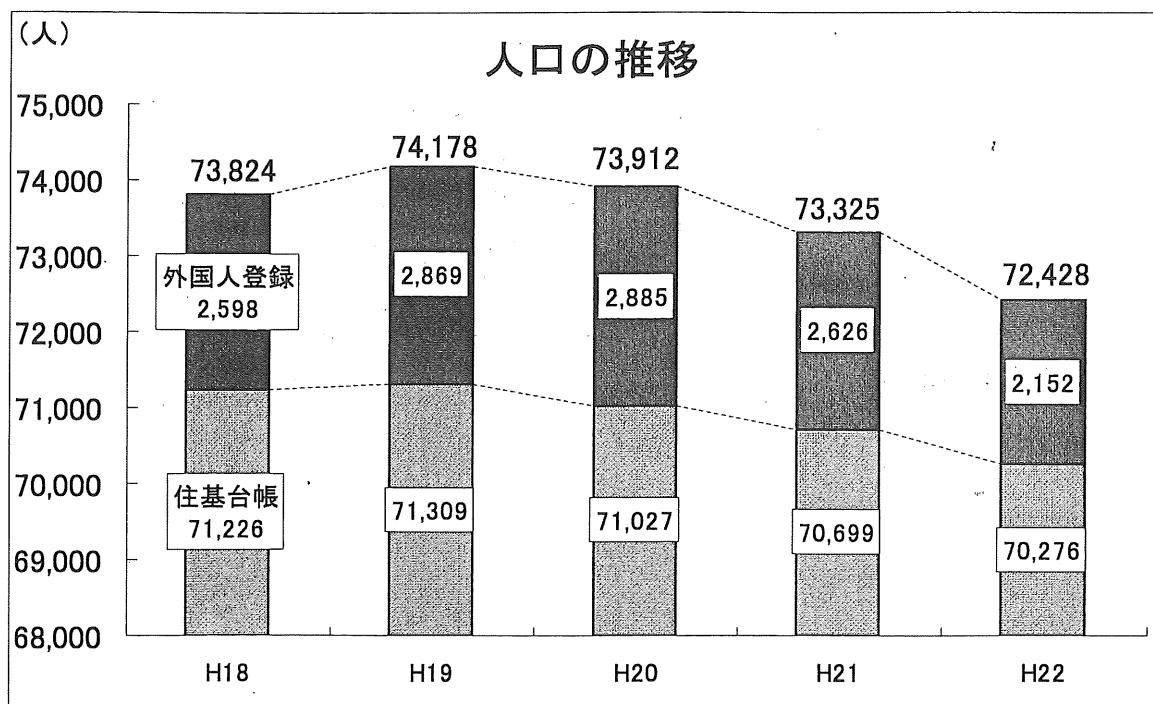
【平成 21 年度までの進捗状況 1】

進捗段階 基本目標	A (実施)	B (50%以上の 一部実施)	C (50%以下の 一部実施)	D (検討・準備 段階)	計
Ⅰ 市民の視点に立った 行政システムの確立	18	5	1	2	26
	69.2%	19.2%	3.9%	7.7%	100.0%
Ⅱ 効率的な行政運営の 実現	25	9	5	1	40
	62.5%	22.5%	12.5%	2.5%	100.0%
Ⅲ 市民との協働による まちづくりの推進	16	6	1	1	24
	62.5%	25.0%	8.3%	4.2%	100.0%
計	59	20	7	4	90
	65.6%	22.2%	7.8%	4.4%	100.0%

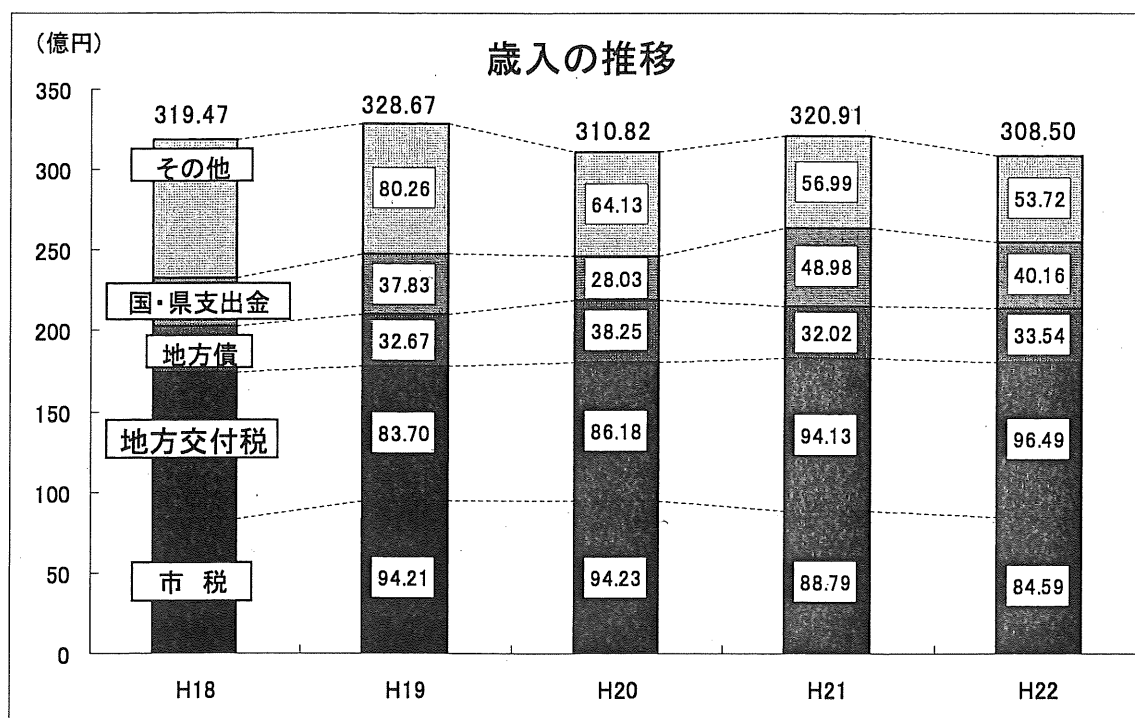
【平成 21 年度までの進捗状況 2：予定と現況の比較】

予定 現況	A	B	C	D	計
A	48	6	5	0	59
B	5	8	6	1	20
C	1	1	3	2	7
D	1	0	0	3	4
計	55	15	14	6	90

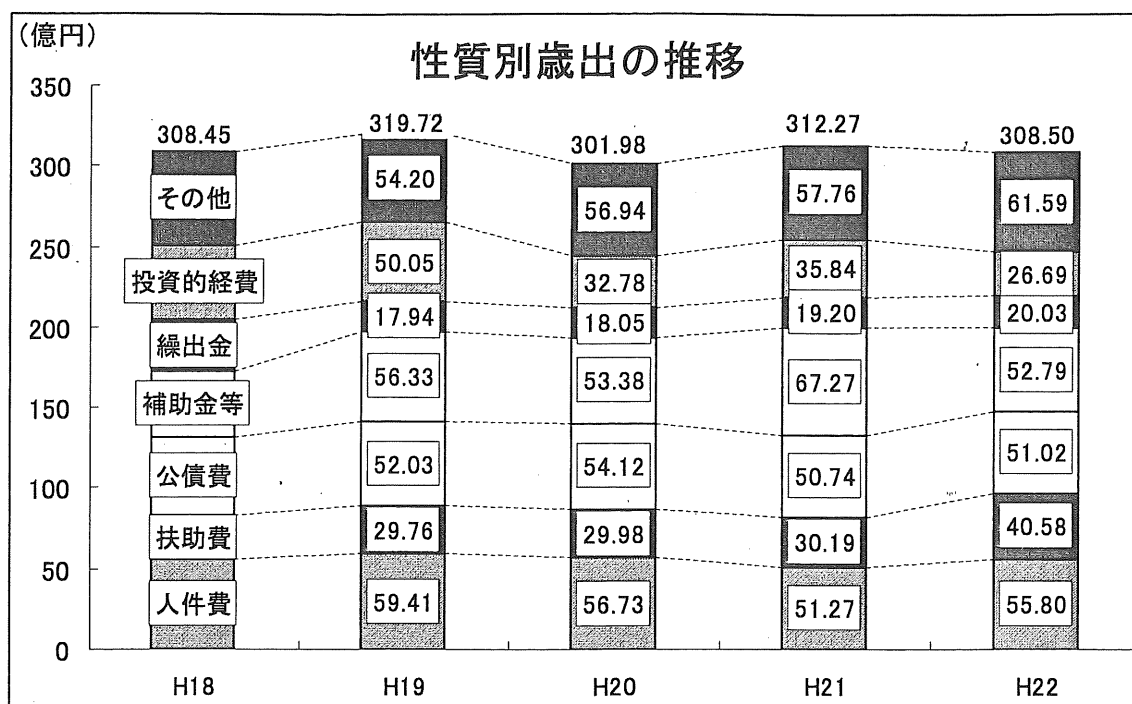
◎予定どおりの進捗状況の項目 62 項目 ◎予定より進んでいる項目（太枠内） 20 項目
◎予定より遅れている項目（網掛け） 8 項目



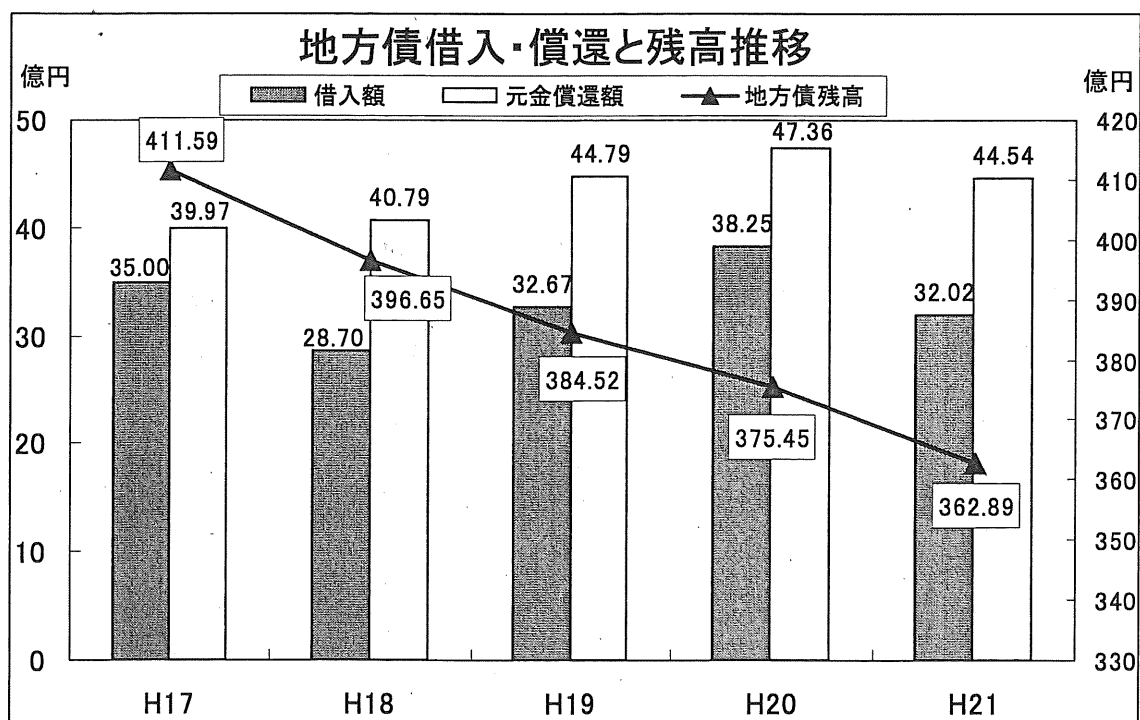
- ・ 人口は、各年度の4月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口の合計です。
- ・ 人口は、平成19年度以降減少してきています。住民基本台帳人口、外国人登録人口ともに減少していますが、特に平成21年から平成22年にかけて外国人登録人口の減少割合が大きくなっています。



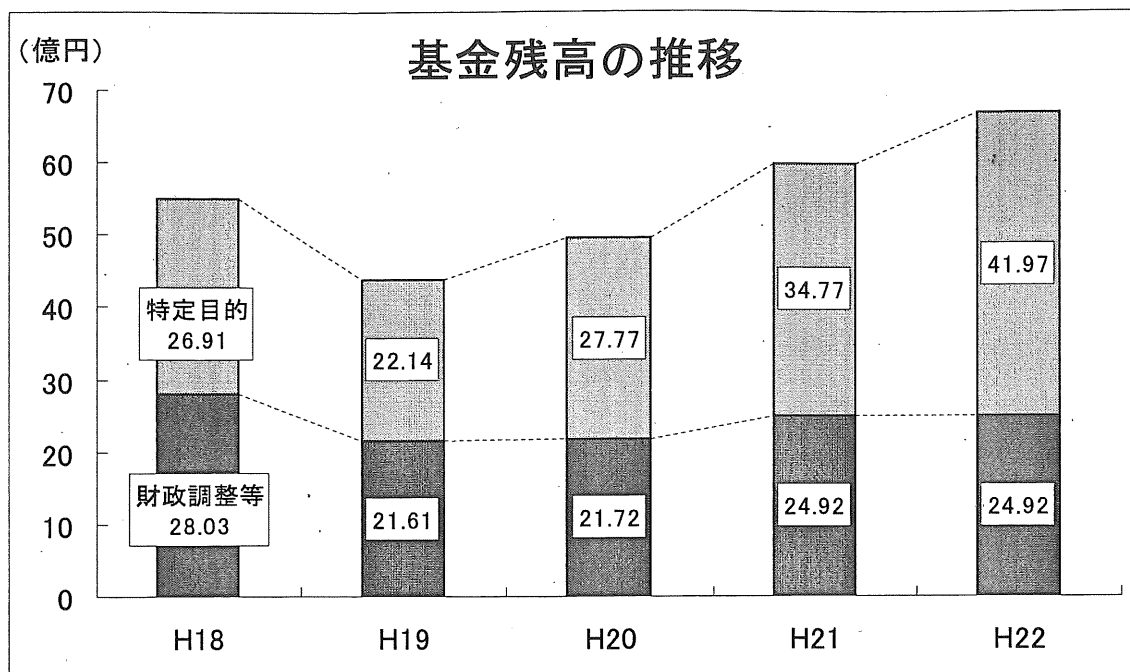
- ・ 平成19年度以降は、税源移譲により市税収入が増加しています。
- ・ 市固有の一般財源である市税収入は、平成21年度以後景気の低迷などにより減少してきています。



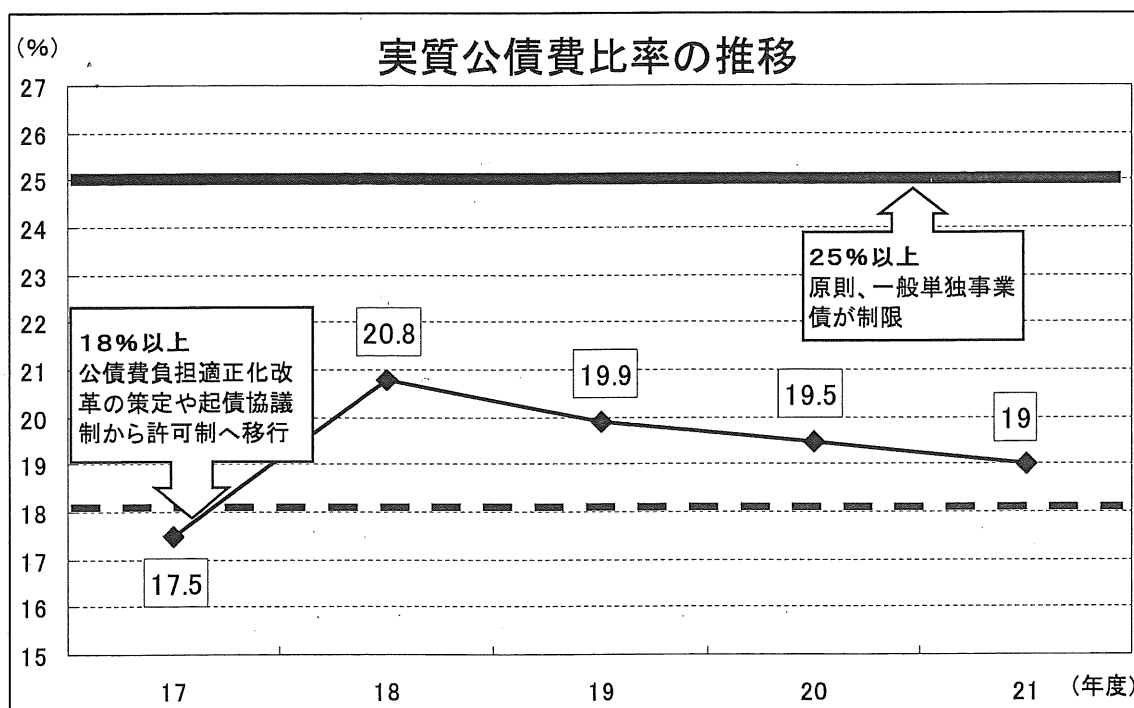
- ・ 投資的経費は、減少してきおり、5年間でほぼ半減しています。
- ・ 人件費の増減の主な理由は、退職手当の増減によるもので、退職者数の多い年度は、人件費が増えています。



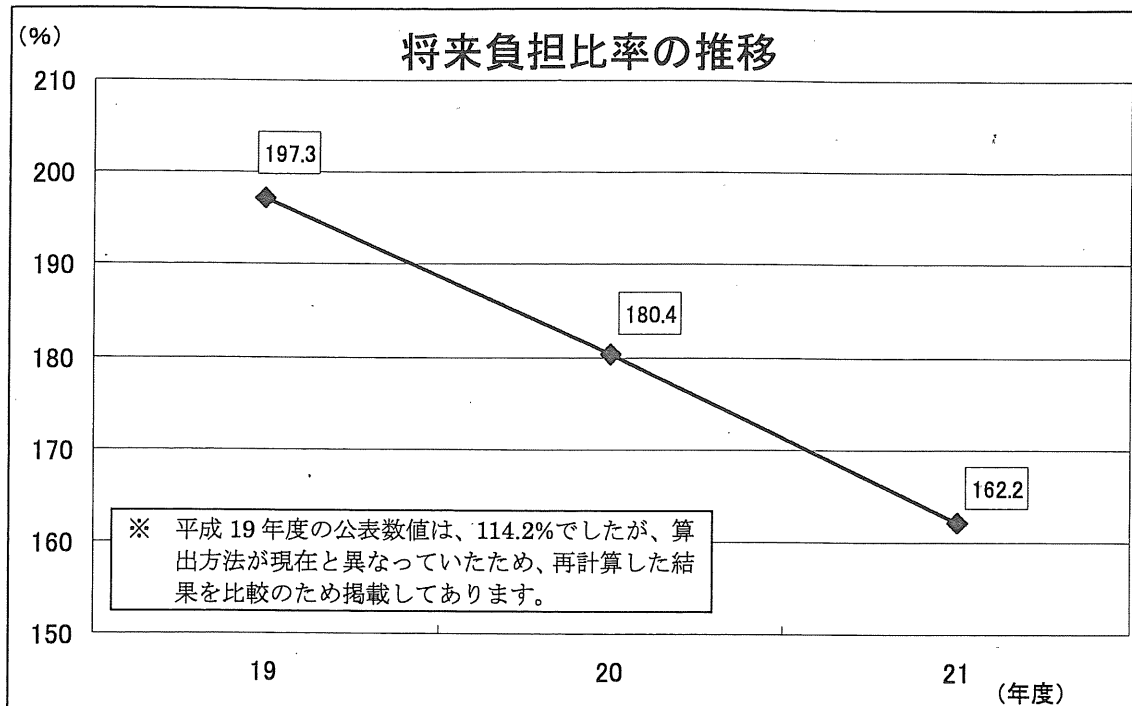
- ・ 地方債の借入額を元金償還額より多く借り入れないとする方針をとったことにより、一般会計の地方債残高は減少しています。平 21 年度末においては、もっとも多かった平成 15 年度と比べて約 65 億円減少しました。



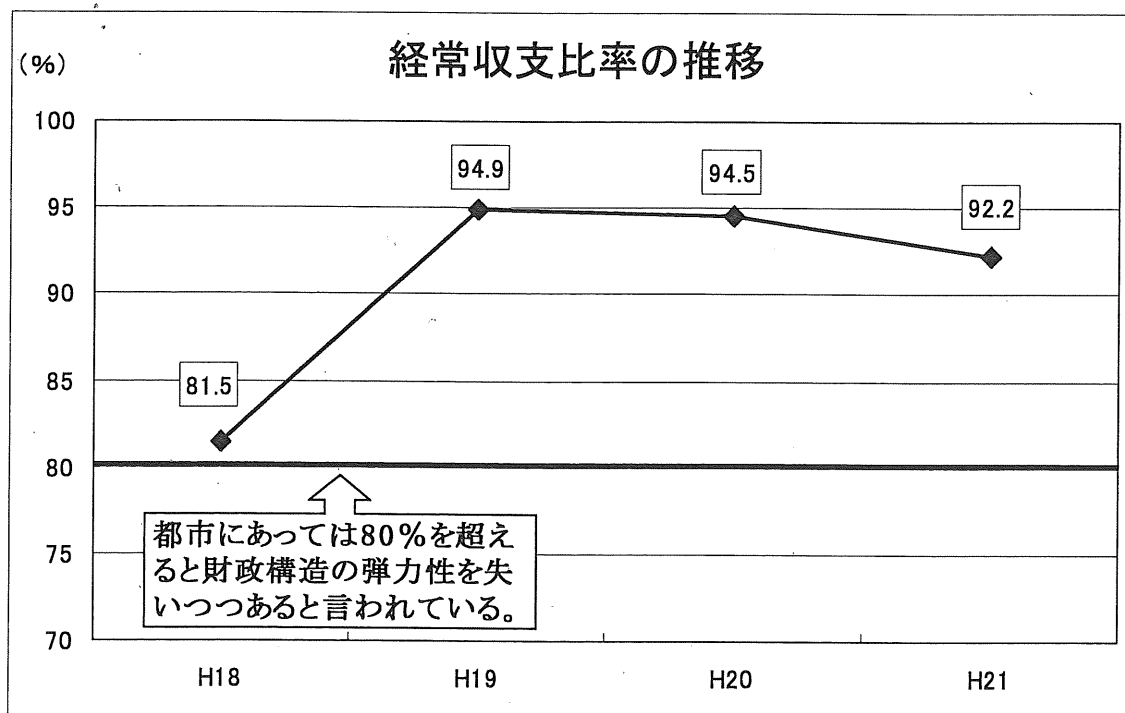
- 平成18年度までの3年間は、国の三位一体の改革や合併に伴う一時的な歳出増の影響により、基金の取り崩しを行ったため、基金残高は、平成19年度に約44億円まで減少しましたが、ここ2か年で14億円の増加を果たしています。



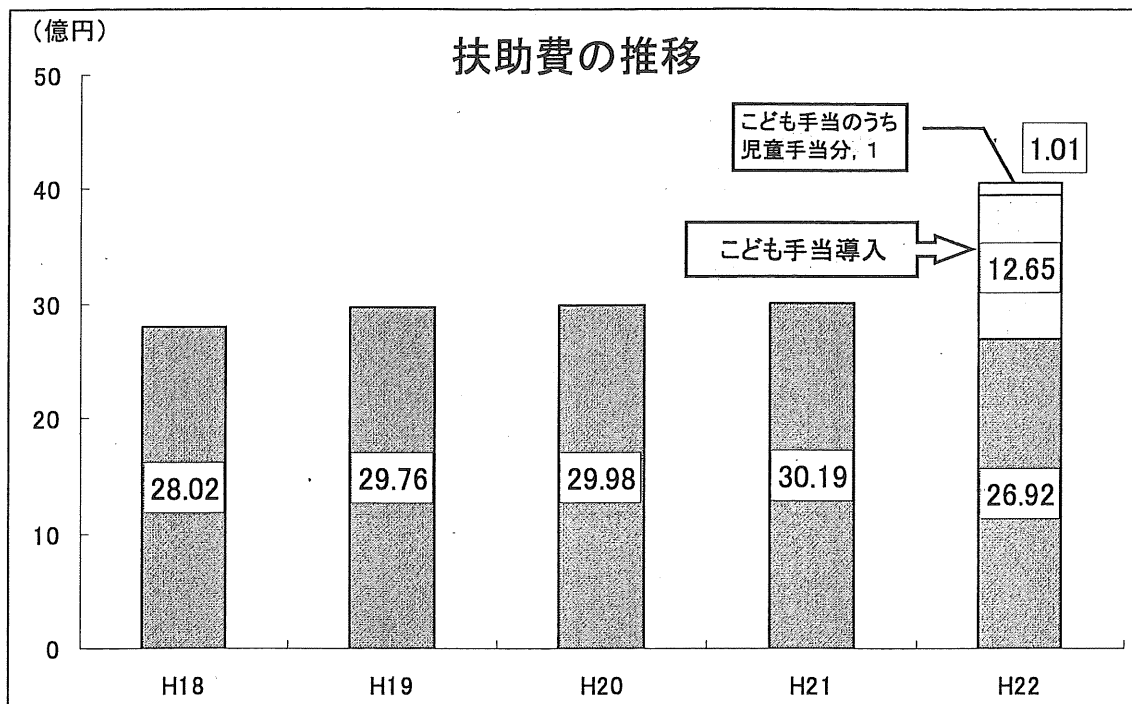
- 実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金（公営企業、一部事務組合等への支出のうち公債費相当分）の財政規模に対する比率を示す指標です。
- 平成21年度の伊那市の比率は、19.0%で、「健全段階」にあります。また、平成19年度に最も高くなって以後、比率は低下しています。



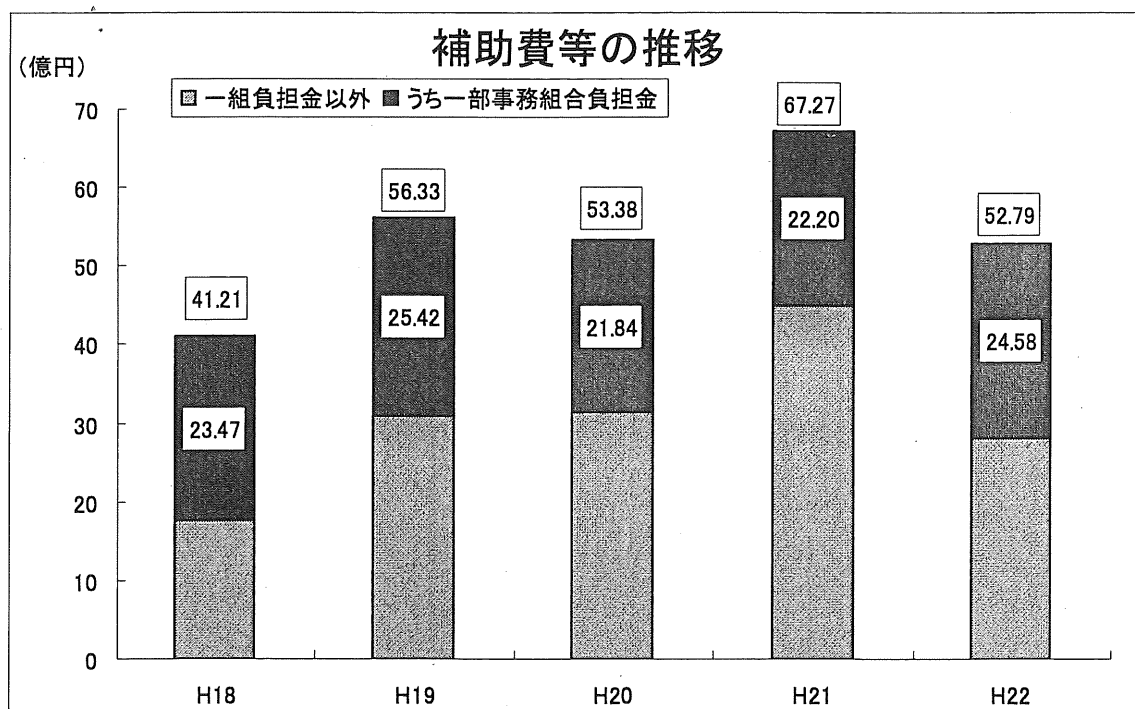
- ・ 将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
- ・ 平成 21 年度の比率は、162.2%で「健全段階」にあります。



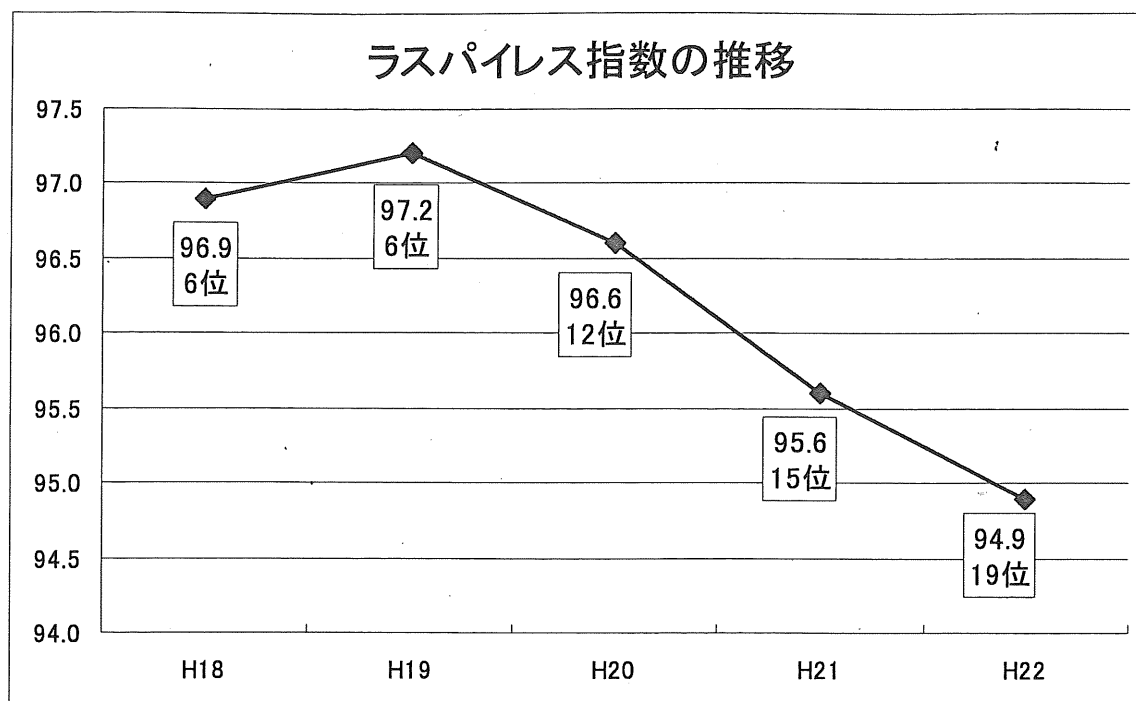
- ・ 経常収支比率は、財政の弾力性を示す指標で、75%程度が適当と言われている。
- ・ 平成 21 年度の比率は、92.2%で、硬直化が進んでいる状態です。このことは、自由に使える一般財源が少ないことを意味しています。



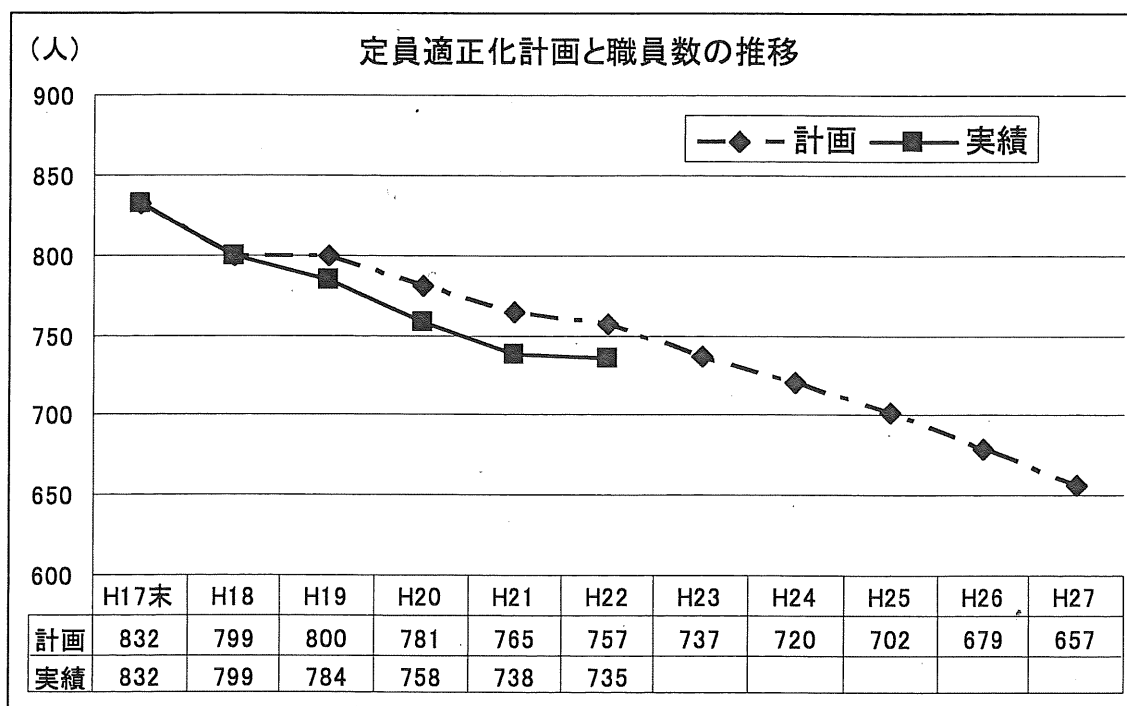
- ・ 扶助費は年々増加しており、一般財源の自由度を阻害する要因となっています。



- ・ 補助費は、年度による増加がありますが、全般的に増えてきています。
- ・ 一部事務組合への負担金も増加傾向にあります。

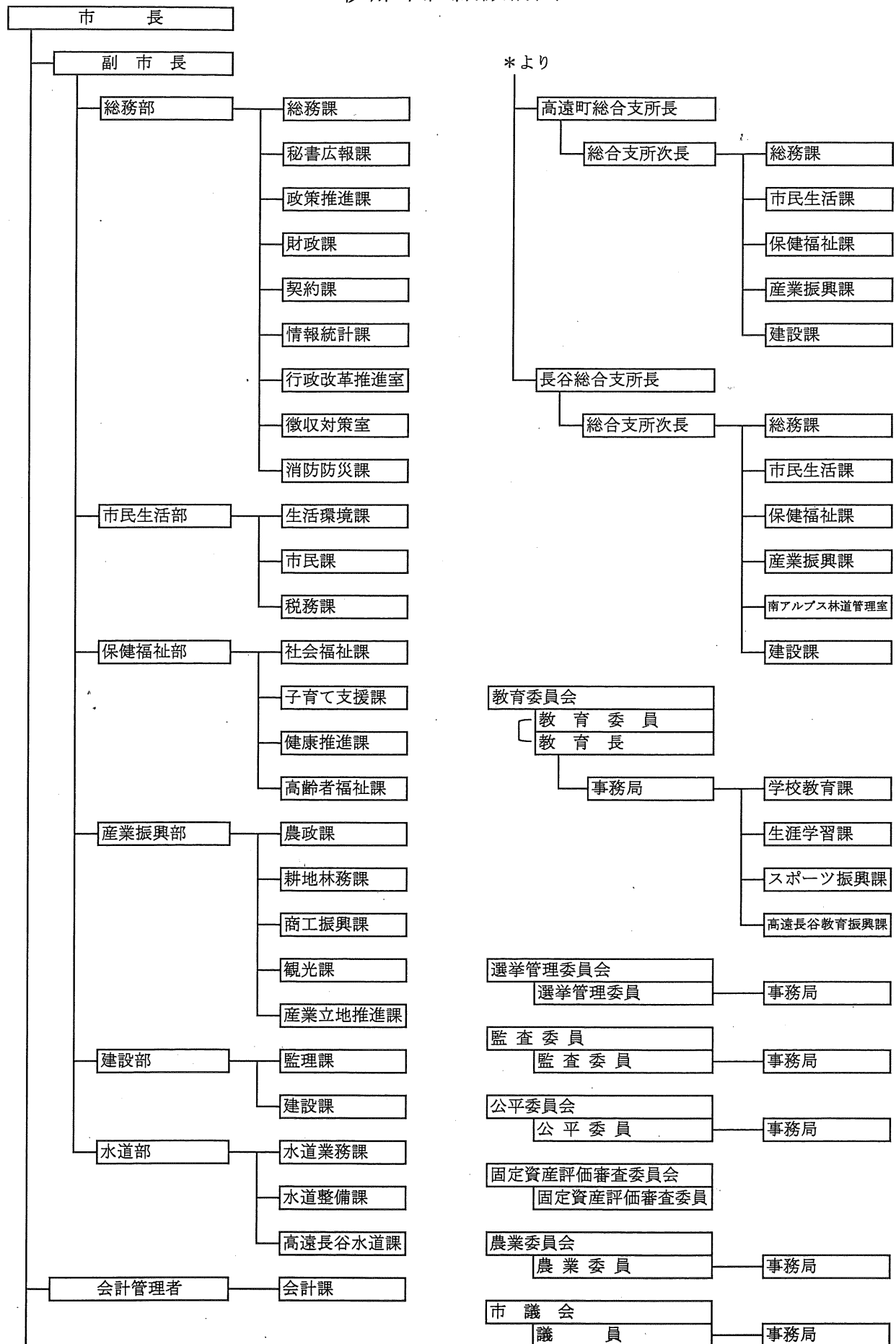


- ・ ラスパイレス指数は、国の給料を 100 とした場合の比率を示したものです。
- ・ このラスパイレス指数は、年々下がってきており、この傾向は、今後も続くことが見込まれます。



- ・ 定員適正化計画は、平成 17 年度の職員数に比べ 2 割の削減を目標としています。
- ・ これまでは、計画より早いペースで職員数の削減が進んでいます。

伊那市組織機構図



*～

用語解説

アルファベット

●ASP (Application Service Provider)

パソコン用のソフトを、ネットワークを通じてレンタルで利用できるサービスである。個々のパソコンにアプリケーション・ソフトを入れておく必要がなくなるため、インストールやアップグレードにかかる費用や手間が削減され、とくに企業の場合などは情報システム部門の負担を大幅に軽減することができる。

●NPO (nonprofit organization)

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。

ア

●伊那市総合計画

総合計画は、地方自治体が策定する市のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画である。地域づくりの最上位に位置づけられる財政計画で、長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれる。伊那市は、平成 21 年度から 30 年度までの 10 年間を期間とする第 1 次総合計画を平成 20 年度に策定した。

●一部事務組合

複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織で、地方自治法により設けられている。特別地方公共団体である地方公共団体の組合の一つ。

カ

●外国人登録

日本に 90 日以上在留する外国人は、「外国人登録法」という法律に基づいて、日本へ入国後 90 日以内に、居住している市区町村に身分事項や居住地などを届け出て、外国人登録をすることになっている。この登録された人数が外国人登録者数となる。

●学校地域支援本部

平成 18 年に改正された教育基本法では、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定が新設されました。「学校支援地域本部事業」は、学校長や教職員、PTA などの関係者を中心とする「学校支援地域本部」を設置し、その下で地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援活動や部活動の指導など地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行う取組組織のこと。

●環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のことを指す。伊那市における環境マネジメントシステムは、伊那市役所が環境方針、環境目的、環境目標などを設定し、その達成にむけた取り組みを実施するための伊那市役所の計画・体制・プロセス等のことをいう。

●管理代行制度

管理代行制度とは公営住宅法で定められた制度で、地方住宅供給公社等の法人が公営住宅を管理する制度のこと。この管理代行制度では、入居者の募集、審査、決定から同居者の入居承認などの各種承認、明け渡し請求などに係る行為を含む一連の事務を住宅供給公社に一体的に代行させることができる。

●技能労務（職）

国、地方公共団体及びそれらが経営する独立行政法人等において、職務内容が民間の同種の事業の従事者に類似している労務のこと。また、その労務に就いている地方公務員のこと。職務内容が民間の同種の事業の従事者に類似していることから、できる限り民間の労働者に近い取扱いをすることとし、労働基本権に関し、他の地方公務員とは異なる取扱いがされている。

●キャリア教育

学校教育におけるキャリア教育とは、子ども達がこの激しい社会の変化に対応していく能力、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力、社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育のことをいう。望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいう。

●協働

地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをすること。

●行政評価（内部評価、外部評価）

行政評価とは、市が行っているさまざまな仕事について、誰を対象にして、何をどのようにしたいのか、その目的を個別に整理し、仕事をした結果、どれ程の成果や効果が上がっているかを評価することによって、より力を入れていくもの、やり方を改める必要があるもの、などを明らかにし、今後の仕事の改善に役立て、より良いものにしていくために必要な道具のことをいう。職員自らが行うものを内部評価。市民や外部の組織などに評価してもらうものを外部評価という。

●クラウドコンピューティング

インターネットの先にあるサーバに処理をしてもらうシステム形態を指す言葉である。ユーザーが何らかの作業を行うときに、自分の目の前にあるパソコンや会社のネットワーク上にあるサーバではなく、インターネット上のサーバを利用して処理してもらうこと。

●景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体。指定都市、中核市の区域にあつてはそれぞれ当該市が、その他の区域にあつては、都道府県との協議・同意があれば景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制の他、景観協議会を設立・運営、景観形成に取り組むNPO法人や公益法人を景観整備機構として指定するなどの業務を行う。平成23年1月現在、全国474団体、県内11市町村が、景観行政団体に登録されている。

サ

●債権徴収プログラム

平成23年度から25年度の3年間の伊那市全体の徴収方針を定めた取り組みを示したもので、統一方針として、「財源の安定確保は、徴収技術の維持・向上、全庁の業務信頼度の向上」を掲げている。

●財政健全化プログラム

厳しい財政状況の中で、財務体質の強化を図り、安定した財政運営を行うための指針と具体的な取り組みを示したものとして、平成22年度に伊那市が策定したもの。策定対象期間は、平成23年度から27年度までの5年間。

●三位一体の改革

国と地方の税財政に関する改革のこと。具体的には、(1) 国から地方への補助金の削減、(2) 国税から地方税への税源移譲、(3) 地方交付税制度の見直し、の3つを指す。これら3つの改革をまとめて実行することから、「三位一体の改革」と呼ばれている。

●施設整備計画

施設の建設や維持管理などの整備を計画的に進めるために施設の分野ごとに策定した計画のこと。伊那市では、道路、保育園、給食施設、公営住宅、社会教育施設、教育施設などについて策定している。

●施設命名権（ネーミングライツ）

施設命名権（ネーミングライツ）は、民間企業等がネーミングライツ・パートナー（命名権者）となり、公共の施設などの名称に、企業名や商品名などのブランド名を愛称としてつけることができる権利のこと。

●自主防災組織

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分で守る」という、地域住民の連携に基づき、結成される防災組織のこと。自主防災組織は、災害の発生時に、住民が連携を取り、互いの身を守るための防災活動を行う。主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体である。

●指定管理者制度

地方自治法に基づく公の施設の管理に関して、従来の公共的団体等への「管理委託制度」に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に管理を委任する制度が導入された。なお、この制度においては、民間事業者も含まれる。

●住民基本台帳

各種行政の基準とするため、住民に関する各種の事項を、市町村（特別区を含む。）において一元的に記録しておく基本的な台帳。昭和 42 年に住民基本台帳法により設けられた。

●循環型社会

循環型社会形成推進基本法第 2 条では、「循環型社会とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」としている。

●情報資産

情報そのものだけでなく、情報を取り扱う仕組みまでを含めた概念。書類、データだけでなく、ハードウェア、ソフトウェア、設備、ファームウェア（媒体など）、要員、文書までも包括するものをいう。

●食育センター

複数の学校の給食を提供する給食センターとしての機能と「食の学び」の場としての機能を備えた給食施設。

タ

●第 3 セクター

公共部門である第 1 セクターと民間営利法人である企業をいう第 2 セクターに対し、民間非営利法人を第 3 セクターとう。しかし、一般的には、政府や地方自治体と民間企業とが共同で出資・出損を行っている商法法人及び民法法人を指す。

●地域協議会

地域協議会は、住民と行政の協働の場を醸成することを目的に、旧高遠町、旧長谷村に合併特例法に基づき地域自治区を設置し、住民活動の拠点として置かれた組織のこと。また、旧伊那市にも公民館単位で、地方自治法に基づく地域自治区を協議組織として設置している。

●地方債

地方公共団体が資金の借入れによって負う債務で、その返済が一会計年度を超えるものをいう。なお、同じように地方公共団体の債務である一時借入金は、その年度内における一時的な現金の不足を補うものなので、地方債には含めない。

●地方分権

地方分権とは、国に集中している権限や財源を地方自治体（市町村や県）に移し、住民に身近な地方自治体が自らの選択と責任で物事を決定し、地域の特色を生かした地域づくりを進めること。

●定員適正化計画

職員の定員適正化のための取り組みを積極的に進めていくため、職員数の数値目標等を定めた計画。伊那市は、平成17年度から平成26年度の10年間を計画期間とし、平成27年度当初職員数を平成17年度当初職員数の約20%以上削減することを目標としている。

ハ

●ファミリーサポート

仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができるような環境づくりを行うため、地域の中で「子どもを預かってほしい人」と「子どもを預かることができる人」が会員になり、子育ての助け合いを有償で行う組織。

●非常勤職員

非常勤職員とは、勤務を要する日及び勤務時間の双方又はいずれか一方が常勤職員と異なる職員をいう。

●扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために要する経費であり、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。

●補助金

国または地方公共団体が、行政上の目的・効果を達成するため、公共団体、経済団体、企業、私人に対して、反対給付を受けることなく、一方的に支出する現金給付をいう。

●保育園地域運営委員会

保育園が、地域の子育て支援の拠点となり、地域の力を借りて保育を進め、地域の子どもは地域で育てるという意識を高めることを目的に、地元の区長、民生委員を中心に全保育園に設置している組織。

● ボランティア移送

65 歳以上の独り暮らしや、高齢者のみの世帯を対象に、運転ボランティアが、病院への送迎を行うサービス。

マ

● マルチ・ペイメント (Multi Payment)

マルチペイメントとは、銀行や官公庁をネットワークで接続し、税金や公共料金等の収納サービスを提供するもので、当初は、所得税、法人税、消費税、労働保険料、国民年金保険料、厚生保険料等の収納サービスをインターネットバンキングで開始する予定。

● 民間委託

民間委託とは、市が行政責任を果たす上で必要な監督を行いながら、その事務・事業を民間企業などに委託して行うこと。

ヤ

● 要援護者マップ

災害発生時に、住民の支え合いによって、援助が必要な高齢者や障害者などの要援護者が安全に避難できるようにするために、要援護者の自宅を記載した地図。

● 用途地域

都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的として区分されているもの。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12 種類に分類されている。

ラ

● 臨時財政対策債

国から配分される地方交付税の不足分を補うため、地方自治体が発行する特例的な地方債。赤字地方債とも呼ばれる。元利償還金は、翌年度以降、国が交付税で全額補てんする仕組み。